

消 防 予 第 104 号  
平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（通知）

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号。以下「試験基準」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年消防庁告示第 12 号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年消防庁告示第 11 号）の公布等に伴い、試験基準及び点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 試験基準の一部改正について（別紙 1）

「第 7 ハロゲン化物消火設備の試験基準」、「第 8 粉末消火設備の試験基準」、「第 14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」、「第 28 配線の試験基準」及び「第 31 パッケージ型自動消火設備の試験基準」を別添 1 のとおり改めたこと。

第 2 点検要領の一部改正について（別紙 2）

「第 7 ハロゲン化物消火設備」、「第 8 粉末消火設備」、「第 13 消防機関へ通報する火災報知設備」及び「第 26 配線」を別添 2 のとおり改めたこと。

消防庁予防課設備係  
担当：池町、近藤、久保田、吉田、西村  
TEL:03-5253-7523  
FAX:03-5253-7533

**消防用設備等の試験基準**

- 第 1 消火器具の試験基準
- 第 2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第 3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第 4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第 5 泡消火設備の試験基準
- 第 6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第 7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第 8 粉末消火設備の試験基準
- 第 9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第 10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第 11 自動火災報知設備の試験基準
- 第 12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第 13 漏電火災警報器の試験基準
- 第 14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第 15 非常警報設備の試験基準
- 第 16 避難器具の試験基準
- 第 17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第 18 消防用水の試験基準
- 第 19 排煙設備の試験基準
- 第 20 連結散水設備の試験基準
- 第 21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
- 第 22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
- 第 23 無線通信補助設備の試験基準
- 第 24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第 25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第 26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第 27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第 27 の 2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第 28 配線の試験基準
- 第 29 総合操作盤の試験基準
- 第 30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第 31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第 32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第 33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第 34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第 35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第 36 加圧防排煙設備の試験基準
- 第 37 複合型居住施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第 38 特定駐車場用泡消火設備の試験基準

**消防用設備等の点検要領**

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）
- 第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第25の2 非常電源（燃料電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備
- 第35 複合型居住施設用自動火災報知設備
- 第36 特定駐車場用泡消火設備

## 第7 ハロゲン化物消火設備

ハロゲン化物消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

## ア 外観試験

試験項目			試験方法	合否の判定基準
貯蔵消火剤等			目視により確認する。	消火剤は所定のもが使用されており、かつ、ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するものにあつては規定量以上、その他の消火剤にあつては、規定の範囲内の量であること。
貯蔵容器等	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
		表示・標識		適正に設けてあること。
	機器	貯蔵容器	目視により確認する。	a 1 MPa以上のものにあつては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1 MPa未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第2種圧力容器の規定に適合したものであること。
		蓄圧値 (蓄圧式に限る。)		a ハロン1211を貯蔵するものにあつては、1.1MPa又は2.5MPaであること。 b ハロン1301、HFC-227ea及びFK-5-1-12を貯蔵するものにあつては、2.5MPa又は4.2MPaであること。
		充填比		a ハロン2402のうち加圧式のものにあつては0.51以上0.67以下、蓄圧式のものにあつては0.67以上2.75以下であること。 b ハロン1211にあつては、0.7以上1.4以下であること。 c ハロン1301にあつては、0.9以上1.6以下であること。 d HFC-23にあつては、1.2以上1.5以下であること。 e HFC-227eaにあつては、0.9以上1.6以下であること。 f FK-5-1-12にあつては、0.7以上1.6以下であること。
	容器弁	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
	容器弁開放装置	容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。		
安全装置・破壊板	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。			
加圧用ガス容器	設置場所等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
	機器	加圧容器		a 高圧ガス保安法による容器検査合格品であること。 b 取付枠に確実に固定され、ガス圧による回転機構を有するものにあつては開閉が定位置となっていること。
安全装置・容器弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		

	加圧用ガス	種別	目視により確認する。	窒素ガスであること。		
		ガス量		ガス量は、規定量以上であること。		
起動用ガス容器	設置場所等		目視により確認する。	a 防護区画等以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。		
		機器構造等	目視により確認する。	a 内容積は、1ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、0.6kg以上であること。 c 充てん比は、1.5以上であること。 d 容器は、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。		
選択弁	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。		
		表示		選択弁又はその直近に選択弁である旨及びどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。		
	機器	導管接続部	目視により確認する。	起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく、確実に接続されていること。		
		構造		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
起動装置	手動起動装置	設置場所等	設置場所	目視及びスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。	
			設置位置		一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。	
			設置高さ		操作部は、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の位置に設けてあること。	
			設備表示		直近の見易い箇所に「ハロゲン化物消火設備手動起動装置」等の表示が設けてあること。	
			取扱表示		起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。	
	自動起動装置	設置場所等	機器	塗色等	目視により確認する。	外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実にできるものであること。
				防護措置		扉は、封印されていること。
				表示灯		電気式のものには、電源表示灯が設けてあること。
				スイッチ		a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c 停止スイッチが設けられていること(局所放出方式専用のものを除く)。 d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。
						a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。
	機器等	自動・手動切替装置	目視により確認する。	自動・手動切替装置が設けられていること。		

			構造等		a 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。 b 自動・手動切替表示灯が設けられていること。
			感知器		a 自動火災報知設備試験に準じて判定すること。 b ハロン1301を放射するものを除き、2以上の感知器回路が設けてあること。
警 報 装 置	設置位置			目視により確認する。	各防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。
	機器	警報方式		目視により確認する。	a 全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物を除き、音声によるものであること。 b ハロン1301を用いるものにあつては、音声でなくてもよいこと。
		音声再生装置の設置場所			音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。
		構造・性能			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
制 御 装 置	設置場所等			目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 c 地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	機器等	制御盤		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表示灯・スイッチ類		目視により確認する。	電源を確認する表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
		防護措置		目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護措置が講じてあること。
		遅延装置			a 全域放出方式のものにあつては、HFC-23、HFC-227ea及びFK-5-1-12を放射するものを除き、起動装置の作動から放出までの時間が20秒以上となる遅延装置が設けられていること。 b ハロン1301を放射するものにあつては、設けないことができる。
		自動・手動起動切替装置			a 自動・手動切替表示灯が設けられていること。 b 切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配 管 ・ バルブ 類	設置状況			目視により確認する。	変形、損傷、つぶれ等がなく接続が確実であること。
	配管系路			目視により確認する。	集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管経路は、適正であること。
	操作管・逆止弁			目視により確認する。	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	構造・材質			目視により確認する。	a 鋼管にあつては、次のとおりとすること。 ① ハロン2402に係るものは、JIS G 3452 ② ハロン1211、ハロン1301、HFC-227ea又はFK-5-1-12に係るものは、JIS G 3454のSTPG370のうち、呼び厚さでスケジュール40以上 ③ HFC-23に係るものは、JIS G 3454のSTPG370のうち、呼び厚さで80以上 ④ これらと同等以上の強度を有するもので亜鉛メッキ等による防食処理を施したもの

			<p>b 銅管にあつては、次のとおりとすること。 JIS H 3300に適合するもの</p> <p>c 管継手等にあつては、次のとおりとすること。 管継手及びバルブ類は、銅管若しくは銅管等と同等以上の強度及び耐食性を有するもの</p>
	口 径 ・ 使 用 数 等	目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりで適正であること。
	安 全 装 置	目視により確認する。	噴射ヘッドまでの間に選択弁等を設けるものにあつては、貯蔵容器から選択弁までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。
噴射ヘッド	設 置 位 置 等	目視により確認する。	有効に消火できるように設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防 護 区 画 等	防 護 区 画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
	開 口 部 の 自 動 閉 鎖 措 置 等	目視により確認する。	<p>a ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するものにあつては、床面からの高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。</p> <p>b HFC-23、HFC-227ea及びFK-5-1-12を放射するものにあつては、自動閉鎖装置が設けてあること。</p>
	消 火 剤 を 付 加 す る 開 口 部 面 積 (ハロン1301、ハロン1211又はハロン2402を放射するものに限る。)	目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
	消 火 剤 流 出 防 止 措 置	目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
	開 口 部 の 位 置	目視により確認する。	開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の場所に面して設けてないこと。
	消 火 剤 排 出 措 置	目視により確認する。	放出した消火剤等を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
	圧 力 上 昇 防 止 措 置	目視により確認する。	HFC-23、HFC-227ea又はFK-5-1-12を放射するものにあつては、当該防護区画内の圧力の上昇を防止するための措置がなされていること。
	温 度 低 下 防 止 措 置	目視により確認する。	FK-5-1-12を放射するものにあつては、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置がなされていること。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

ノズル・ホース等 (ハロン2402、1211、1301に限る。)	設置位置	目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が20m以下となるように設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表示灯・標識	目視により確認する。	a 設置位置が、適正であること。 b 赤色の灯火及び消火剤にハロゲン化物を使用する移動式のハロゲン化物消火設備である旨を表示した標識が適正に設けられていること。
耐震措置	目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
作 動 試 験	圧力調整装置試験	圧力調整器の二次側を締切状態にした後、試験用のガスを加圧して作動状況を確認する。 注：確認は、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を、ガス圧又は電気により作動させて行う。	圧力調整機能及び調整圧力値が、適正であること。
	容器弁開放装置の作動試験	起動用ガス容器の容器弁開放装置を、起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し又は自動起動装置にあっては、感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験する。	破開針等は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。
	※容器弁のバルブ類の開放試験	加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓し、バルブ類を手動操作することにより、容器弁の開放を確認する。	容易に開放できること。

選 択 弁 作 動 試 験		各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、電気式のものにあつては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	自動及び手動による作動が確実であること。
制御装置試験	遅 延 時 間	容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあつては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験すること。	a ハロン1301を放射するものにあつては、設けないことができる。ただし、遅延時間を設ける場合は、作動時限は20秒以上であること。 b その他の消火剤を使用するものにあつては、防護区画を構成するのに必要な最少限の時間で設計時の設定値の範囲内であること。 注:装置を作動させるときは、必ず、容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	非常停止機能作動状況	(遅延時間の作動時限は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。)	ハロン2402、1211、1301にあつては、遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッチを操作した場合、容器弁又は放出弁が開放しないこと。
	音響警報先行作動状況		放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置が作動した後でなければ操作できないものであること。
	自動・手動切替作動状況		切替スイッチは、専用のものであり、切替は、カギ等により確実に行えるものであること。
	※異常信号試験	短 絡 試 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の入出力端子において試験用電源を用いて次の試験をすること。 1) 放出起動信号線と電源線を短絡させ、作動状況を確認する。 2) 放出起動信号線と表示灯用信号線を短絡させ、作動状況を確認する。
	地 絡 試 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の音響警報起動信号線、放出起動信号線、放出停止信号線、電源線及び容器弁又は放出弁開放装置起動用信号線を1線ごとに地絡させ、作動状況を確認する。ただし、接地している電源線は除く。	起動回路地絡の旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器が作動すること。
警報装置試験	起動装置による作動状況	手動起動装置によるものにあつては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。	手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。
	警 報 鳴 動 状 況	自動起動装置によるものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	警報は、手動起動装置若しくは操作盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。
	音 量		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
	音声警報装置作動状況		注意音を鳴動させた後に音声による警報が行えるものであること。
	自動警報作動状況		手動起動装置の非常停止スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作されていた場合であっても、火災報知設備の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するものであること。

附属装置連動試験	作 動 状 況	電気式のものにあつては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。	設定時間内に確実に作動すること。
	復旧操作状況		防護区画外から復旧操作が容易に行えること。
消 火 剤 排 出 試 験		当該排出装置の起動操作をする。	排出装置が正常に作動すること。
放 出 表 示 灯 試 験		圧力スイッチ等を作動させる等により、当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。

備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成 13 年消防庁告示第 38 号)又は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和 51 年消防庁告示第 9 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
総 合 作 動 試 験	全域放出方式 又は局所放出方式 (局所放出方式は、ハロン2402、1211、1301に限る。)	選択弁作動状況・放出系路	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出により通気の状況、各部の状況等を確認する。
		通 気 状 況	試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の 10%相当の量(消火剤貯蔵量 1 kgあたりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする。)
		気 密 状 況	以上の量を用いる。ただし、試験用ガス貯蔵容器は設置消火剤貯蔵容器と同容量のものとし、5本を超えないこととすることができる。ただし、自動閉鎖装置がガス圧式のばあにあつては、個々に確認することができる。
		区画別貯蔵容器開放数	貯蔵容器の個数を選択して消火剤を放出するものにあつては、規定の数の貯蔵容器の開放装置が作動すること。
		音響警報装置作動状況	音響警報装置の鳴動が確実であること。
		放出表示灯点灯状況	当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。
		附属装置等作動状況	附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実であること。
	移 動 式 (ハロン2402、1211、1301に限る。)	移動式作動状況	放射は、試験用ガス(窒素又は空気)を用いて行うものとし、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の、試験用ガス容器1本を用いて行う。

## 第8 粉末消火設備

粉末消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目			試験方法	合否の判定基準	
貯蔵消火剤等			目視により確認する。	消火剤は所定のもが使用されており、かつ、規定量以上であること。	
貯蔵容器等	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。	
		表示・標識		適正に設けてあること。	
	機器	蓄圧式貯蔵容器 容器弁 容器弁開放装置	目視により確認する。	高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。	
				加圧式貯蔵タンク 定圧作動装置	目視により確認する。 JIS B 8270 に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。 a 貯蔵タンクごとに設けられていること。 b 貯蔵タンク内の圧力が設定圧力になったときに放出弁を開放させることができるものであること。 c 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
					充填比
		安全装置	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
加圧用ガス容器	設置場所等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。	
	機器	加圧容器	目視により確認する。	a 高压ガス保安法による容器検査合格品であること。 b 取付枠に確実に固定され、ガス圧による回転機構を有するものにあつては開閉が定位置となっていること。 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。	
		容器弁			
		容器弁開放装置			
加圧用ガス		種別	目視により確認する。	ガス種別は、適正であること。	
		ガス量		ガス量は、規定量以上であること。	

起 動 用 ガ ス 容 器	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。	
	機 器	構 造 等	目視により確認する。	a 内容積は0.270以上であること。 b 二酸化炭素の量は、145g以上であること。 c 充てん比は、1.5以上であること。 d 容器は、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。	
		容 器 弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
選 択 弁	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。	
		表 示		選択弁又はその直近に選択弁である旨及びどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。	
	機 器	導 管 接 続 部	目視により確認する。	起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく確実に接続されていること。	
		構 造		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
起 動 装 置	手動起動装置	設置場所等	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。
				設置位置	一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。
				設置高さ	操作部は、床面からの高さ0.8m以上、1.5m以下の位置に設けてあること。
				設備表示	直近の見易い箇所に「粉末消火設備手動起動装置」の表示が設けてあること。
				取扱表示	起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。
	機 器	塗 色 等	目視により確認する。	外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実にできるものであること。	
				防護措置	扉は、封印されていること。
				表示灯	電気式のものには、電源表示灯等が設けてあること。
				スイッチ	a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c 停止スイッチが設けられていること（局所放出方式専用のものを除く。） d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。
	自動起動装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の被害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。
機 器		構 造 等	目視により確認する。	a 自動手動切替装置及び表示灯が設けられていること。 b 自動手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。	
		感 知 器		自動火災報知設備の基準の例に準じて設けてあること。	

警 報 装 置	設 置 位 置		目視により確認する。	各防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。
	機 器	警 報 の 方 法	目視により確認する。	<u>全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物を除き、音声によるものであること。</u>
		音声再生装置の設置場所		音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。
		構 造 ・ 性 能		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
制 御 装 置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。 c 地震等により倒れないよう堅固に設けてあること。
	機 器 等	制 御 盤	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示灯・スイッチ類		電源を確認する表示灯・復旧スイッチが設けてあること。
		防 護 措 置	目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護装置が講じてあること。
		遅 延 装 置		全域放出方式のものにあっては、起動装置の作動から放出までの時間が 20 秒以上となる遅延装置が設けられていること。
		自動・手動起動切替装置		a 自動・手動の切替え表示灯が設けられていること。 b 切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配 管 ・ バ ル ブ 類	設 置 状 況		目視により確認する。	変形、損傷及びつぶれ等がなく接続が確実であること。
	配 管 系 路 等		目視により確認する。	集合管、連結管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。
	操 作 管 ・ 逆 止 弁		目視により確認する。	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	構 造 ・ 材 質		目視により確認する。	a 鋼管にあっては、JIS G 3452 に適合し（蓄圧式のうち、圧力が 2.5MPa を超え 4.2MPa 以下のものにあっては、JIS G 3454 の STPG のうち、呼び厚さでスケジュール 40 以上のもの。）、亜鉛メッキ等により防食処理したもの又は、同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 b 銅管にあっては、JIS H 3300 に適合し、調整圧力又は最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力に耐えるものであること。 c 管継手は、次によるものであること。 ① フランジ継手は、ねじ込み式は JIS B 2238、B 2239、溶接は JIS B 2220 ② フランジ継手以外で、ねじ込み式は JIS B 2301、溶接は JIS B 2311、B 2312 ③ ①②と同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 d バルブ類は、JIS H 5120、H 5121 若しくは、G 5501 に適合するもので防食処理をしたもの又は、これと同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 e 貯蔵容器等から、配管の屈曲部までの距離は、当該管径の20倍以上であること（消火剤と加圧用ガス等が分離しない構造のものを除く。）。 f 構造は、適正なものであること。
	口 径 ・ 使 用 数 等		目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりであること。
安 全 装 置		目視により確認する。	選択弁を設けるものにあっては、貯蔵容器等から選択弁までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。	

噴射ヘッド	設置場所等	目視により確認する。	有効に消火できるよう設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防護区画等	防護区画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
	開口部の自動閉鎖装置等	目視により確認する。	床面からの高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。
	消火剤を付加する開口部面積	目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口部面積は、所定の面積以下であること。
	消火剤流出防止措置	目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
電源	常用電源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種類	目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
ノズル・ホース等	設置位置	目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が15m以下となるように設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表示灯・標識	目視により確認する。	a 設置位置が適正であること。 b 赤色の灯火及び移動式の粉末消火設備である旨を表示した標識が適正に設けられていること。
耐震措置		状況を目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源は、地震動等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

	試験項目	試験方法	合否の判定基準
作動試験	容器弁開放装置の作動試験	起動用ガス容器の容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置を操作し、又は自動起動装置にあっては感知器を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えてそれぞれ試験すること。	破開針は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。
	※容器弁のバルブ類の開放試験	加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓し、バルブ類を手動操作することにより、容器弁の開放を確認する。	容易に開放できること。

	選 択 弁 作 動 試 験	<u>各系統ごとに加圧用ガス容器回りの導管を離脱し、電気式のものにあっては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。</u>	自動及び手動による作動が確実であること。
制 御 装 置 試 験	遅 延 時 間	容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあっては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものについては、自動及び手動に切り替えて試験すること。 注：遅延時間の作動時限は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。	遅延装置は、設定時間どおりに作動すること。 注：装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	非 常 停 止 機 構 作 動 状 況		遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッチを操作した場合、放出機構が停止すること。
	音 響 警 報 先 行 作 動 状 況		放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置が作動した後でなければ操作できないものであること。
	自 動 ・ 手 動 切 替 作 動 状 況		切替スイッチは専用のものであり、操作が確実に行えるものであること。
警 報 装 置 試 験	起 動 装 置 に よ る 作 動 状 況	手動起動装置によるものについては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。 自動起動装置によるものについては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。
	警 報 鳴 動 状 況		警報は、手動起動装置若しくは制御盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。
	音 量		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
	音 声 警 報 装 置 作 動 状 況		注意音を鳴動させた後に音声による警報が行えるものであること。
	自 動 警 報 作 動 状 況		手動起動装置の非常停止スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作されていた場合であっても、火災報知設備の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するものであること。
附 属 装 置 連 動 試 験	作 動 状 況	電気式のものにあっては、起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用ガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。	設定時間内に確実に作動すること。
	復 旧 操 作 状 況		防護区画外から復旧操作が容易に行えること。

定圧作動装置試験	作 動 圧 力	貯蔵タンクに圧力計を接続した後試験用のガスで貯蔵タンクを加圧し、定圧作動装置が作動すると同時に試験用のガスを停止して圧力計の圧力及び作動するまでに要した時間を測定する。	定圧作動装置の作動圧力は、適正であること。
	作 動 時 間		定圧作動装置が作動するまでに要した時間は、適正であること。
放 出 表 示 灯 試 験		圧力スイッチ等を作動させる等により、当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。
圧 力 調 整 装 置 試 験		圧力調整器の二次側を締切状態にした後、試験用のガスを加圧して作動状況を確認する。 注：確認は、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を、ガス圧力又は電気により作動させて行う。	<u>圧力調整機能及び調整圧力値が適正であること。</u>
ク リ ー ニ ン グ 装 置 試 験		クリーニング操作により試験用のガスを放出する。	ガスの導通が確実であること。

備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和 51 年消防庁告示第 9 号) に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものについては、省略することができる。

#### ウ 総合試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
総 合 作 動 試 験	全域放出方式 又は局所放出 方式	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出による通気の状態、各部の状況等を確認する。 この場合において、試験用ガスは、窒素ガス又は空気を用いて行うものとし、当該設備の貯蔵容器又は貯蔵タンクに、当該設備の使用圧力と等しい圧力に加圧し放出する。	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出経路に誤りがないものであること。
			試験用のガスの放出により通気が確実であること。
			集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。
			音響警報装置の鳴動が確実であること。
			当該区画表示灯が点灯又は点滅すること。
	附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実であること。		
移 動 式	移動式作動状況	<u>放射は、試験用ガス(窒素又は空気)を用いて行うものとし、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器等と同一仕様の貯蔵容器等を用いて行う。</u>	ホース及びホース接続部から、試験用ガスの洩れがないこと。

## 第14 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目			試験方法	合否の判定基準	
火 災 通 報 装 置	本 体	設置場所等	目視により確認する。	a 防災センター等に設けてあること。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。	
				周囲の状況・操作性	操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。
		設置状況		機能に影響を及ぼさないように設置されていること。	
		構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。 c 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 d 電源監視装置は正常であること。 e 電話回線等の接続が確実であること。 f ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けられていること。 g 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。	
		取扱表示等	目視により確認する。	a 取扱方法の概要及び注意事項等が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。 b 操作部分にあつては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。	
		予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。	
	電 源	常用電源		目視により確認する。	電源の容量が適正であること。
		予備電源	種別 設置状況		密閉型蓄電池であること。 a 配線は、確実にされていること。 b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。
	遠隔起動装置等（遠隔起動装置等を有するものに限る。）	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 機器が損傷を受ける恐れのない場所に設けてあること。
					周囲の状況・操作性
		設置状況	機能に支障を及ぼすことがないよう設置されていること。		
	構造・性能	目視により確認する。	a 手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。		

					<p>c 配線等の接続が確実であること。</p> <p>d ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。</p> <p>e 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。</p> <p>f 機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。</p>
		取扱表示等	目視により確認する。		<p>a 変形、損傷、腐食等がないこと。</p> <p>b 操作部分にあつては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。</p> <p>c 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。</p>
	回線終端装置等	構造・性能	目視により確認する。		<p>a 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</p> <p>b 電源監視装置は正常であること。</p> <p>c 電話回線等の接続が確実であること。</p> <p>d 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。</p>
		電源	目視により確認する。		<p>電源の容量が適正であること。</p> <p>密閉型蓄電池であること。</p>
		常用電源			
		予備電源			
		種別			
		設置状況			<p>a 配線は、確実にされていること。</p> <p>b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。</p>
その他	発信機	設置場所等	目視により確認する。		<p>次のいずれかの場所に設けてあること。</p> <p>a 多数の者が目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所</p> <p>b 防災センター等</p>
		操作部	目視及びスケール等を用いて確認する。		<p>a 押しボタンは、床面又は地盤面から0.8m以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあること。</p> <p>b 押しボタンの前面には、保護板が操作上支障のないように有効に設けてあること。</p>
		構造・性能	目視により確認する。		<p>a 検定品であること。</p> <p>b 機器の各部に変形、損傷、腐食等がないこと。</p>
		予備品等	目視により確認する。		所定の予備品、回路図等が備えられていること。
	標識	標識板	目視により確認する。		<p>a 発信機の直近には、標識板が設けてあること。</p> <p>b 発信機の付近に常夜灯が設けられていないときは、標識灯とし、発信機の直近に設けてあること。</p>

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
通報試験	起動機能 手動起動装置	手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。	<p>a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。</p> <p>b 選択信号（119番）は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。</p>

	連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。	a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号（119番）は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。
	遠隔起動装置	遠隔起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。	a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号（119番）は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。
	※優先通報機能	火災通報装置が接続されている電話回線を試験装置等により通話状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、起動状況を確認する。	火災通報装置が接続されている電話回線から蓄積音声情報が正常に送出されること。本体に接続されている電話機が使用中の時は強制的に切断し、優先的に接続されること。
	※通報頭出し機能	手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、試験装置の消防機関側電話機で応答し、通報の開始状況を確認する。	蓄積音声情報が常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されていること。
	手動起動装置優先機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）	連動起動機能により起動させ、蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置を操作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。
	蓄積音声情報	手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、確認する。	※a 蓄積音声情報が、選択信号送出後自動的に送出されること。 b 蓄積音声情報は、次によること。 ※(a) 通報信号音及び音声情報により構成されるものであること。 (b) 通報信号音及び音声情報は、次の①又は②に掲げる場合に及び、当該ア及びイに定めるところによること。 ① 手動起動装置の操作により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が概ね800Hzの単音を3音連続したものを2回反復したものであること。 イ 音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ② 連動起動機能により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が440Hz以上の単音を2音連続したものを2回反復したものであること。また、第2音の周波数が第1音の周波数の概ね6分の5であること。 イ 音声情報は、自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ※(c) 一区切りの蓄積音声情報は30秒以内であること。

			<p>(d) 音声は電子回路により合成した女声とし、発声が明瞭で語尾を明確に強調した口調であること。</p> <p>※(e) 蓄積音声情報は、ROM等に記憶させてあること。</p> <p>c 電話回線に選択信号又は蓄積音声情報を送出している間、選択信号にあつては信号音、蓄積音声情報にあつては音声等をモニター用スピーカーで確認できること。</p>
	※再呼出し機能	消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、起動状況を確認する。	自動的に再呼出しすること。
※通話試験	通話機能等（特定火災通報装置を除く。）	蓄積音声情報送出後の呼返し状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に10秒間電話回線を開放し、試験装置の消防機関側から呼返し信号を送出し、応答状況を確認する。
		不応答時の通報継続状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、一区切りの蓄積音声情報を送出したままの状態とする。
		切替状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を通報中に、手動操作により、電話回線を送受信器側に切換える。
		通話終了後の呼返し状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を通報中に強制的に電話回線を開放し、試験装置の消防機関側の電話機から呼返し信号を送出する。
	通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話状態に移行すること及び通話状況を確認する。
			呼返し信号により、受信を可聴音により表示し、火災通報装置側の電話機が呼び出され、試験装置の消防機関側の電話機との間で相互通話することができること。
			火災通報装置から継続して蓄積音声情報を送出すること。
			手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機との間で相互通話することができること。
			呼返し信号を受信し可聴音により表示し、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機の間で相互通話することができること。
			ハンズフリー通話状態に自動的に移行し、消防機関側の電話機との間でハンズフリー機能による相互通話ができること。

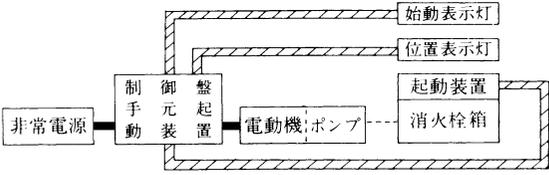
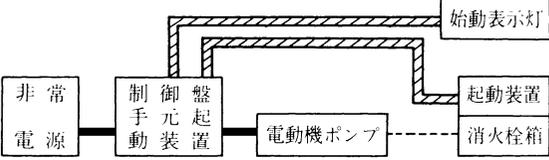
		切替状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を通報中に、手動操作により、電話回線を送受話器側に切換える。	手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機とハンズフリー通話機能による通話ができること。
		電話回線の保持状況	通報中に開放操作を行い、開放しないことを確認する。	通報中に電話回線が開放されないこと。
		モニター機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
	電源試験	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
		電圧	予備電源の電圧を測定する。	電圧が所定の範囲内であること。
その他	作動試験	<p>(1) 発信機のボタンを押し、受信機への送信状況及び音響装置の作動状況を確認する。</p> <p>(2) 自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）起動させ、受信機への送信状況及び音響装置の作動状況を確認する。</p>	<p>a 火災信号の受信完了までの所要時間（記録式の場合、同じ信号を2回記録するまでの所要時間）は、20秒以内であること。</p> <p>b 音響装置が正常に作動すること。</p>	

- 備考 1 火災通報装置の機能試験に用いる試験装置は、所定の性能を有していること。
- 2 試験装置の使用の際には、当該防火対象物の電話回線の選択信号と合わせること。
- 3 試験終了後、電話回線に接続する場合には装置本体が復旧していることを確認すること。
- 4 ※印の試験は、「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されたものにあつては、省略することができる。

## 第28 配線

消防用設備等に係る配線の工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

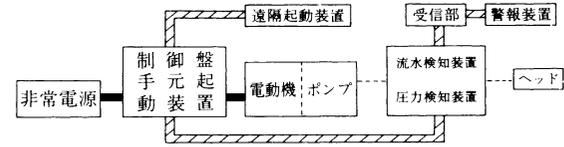
### ア 外観試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準
電源回路の開閉器・遮断器等	設置場所等	a 目視により確認すること。
	開閉器	a 目視により確認すること。 a 専用であること。 <u>ただし、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項第4号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3第16号の規定によりIP電話回線を使用する火災通報装置に係る回線終端装置等（以下「回線終端装置等」という。）であって、その電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。</u> b 開閉器には、消防用設備等用である旨（分岐開閉器にあつては個々の消防用設備等である旨）の表示が付されていること。 <u>なお、回線終端装置等に用いるものにあつては火災通報装置に係る回線終端装置用である旨の表示が付されていること。</u>
	遮断器	a 目視により確認すること。 a 電源回路には、地絡遮断装置（漏電遮断器）が設けられていないこと。 b 分岐用遮断器は、専用のものであること。 c 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線の許容電流値以下であること。
		a 次図に示す配線の部分が耐火耐熱保護配線となっていること。 ① 屋内消火栓設備  ② 屋外消火栓設備 

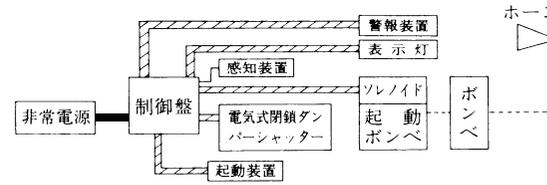
保護配線の系路

目視により確認する。

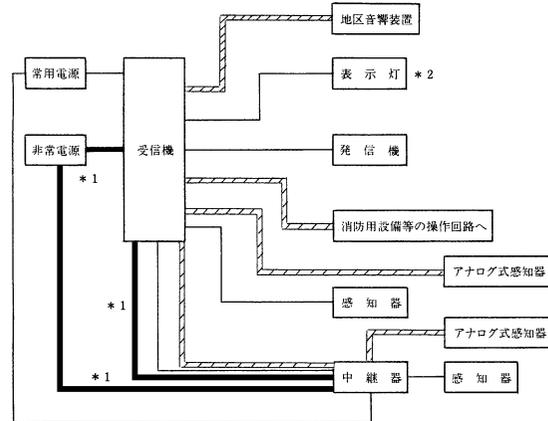
③ スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備



④ 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備



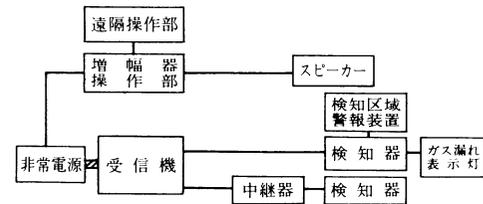
⑤ 自動火災報知設備



注 \* 1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。）

\* 2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

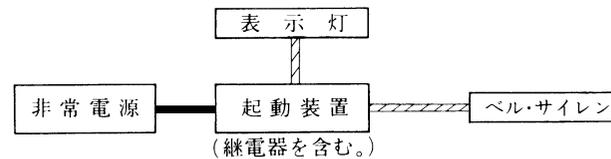
⑥ ガス漏れ火災警報設備



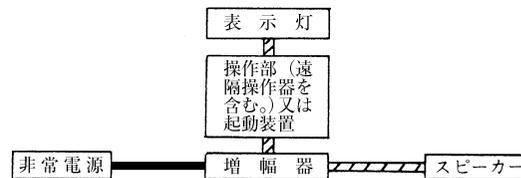
耐火・耐熱保護  
配線

電源回路・操  
作回路・表示  
灯回路・警報  
回路

⑦ 非常ベル・自動式サイレン



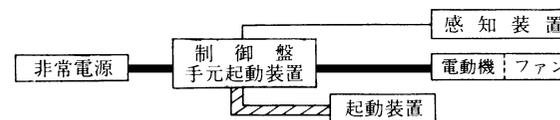
⑧ 放送設備



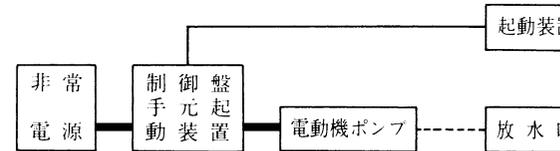
⑨ 誘導灯



⑩ 排煙設備



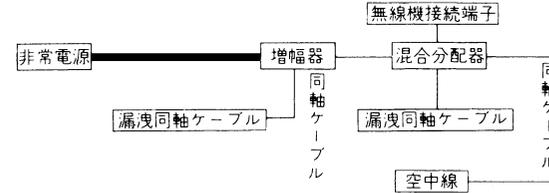
⑪ 連結送水管



⑫ 非常コンセント設備



⑬ 無線通信補助設備



備考  
 〓は耐火配線、〰は耐熱配線、—は一般配線、  
 ……は水管又はガス管を示す。

電線の種類・太さ	目視により確認する。	a 耐火・耐熱保護配線に使用する電線の種類は、工事方法の表に示すものであること。 b 消防用設備等の回路に使用する電線の太さは、その回路に接続された機器の定格電流の合計値以上の許容電流を通じることができるものであること。
配線方法	目視により確認する。	a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。 b ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の電源と電源回路との接続にコンセントを用いるもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）にあつては、容易に離脱しない構造のコンセントであること。 c 放送設備のスピーカーに音量調整器を設けた場合は、3線式配線にしてあること。
接続	目視により確認する。	a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。 c 所要の保護措置が講じてあること。

次表に掲げる工事方法となっていること。

耐火耐熱保護配線の工事方法

電線の種類	工事方法
-------	------

工 事 方 法

目視により確認する。

耐 火 配 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・600ボルト2種ビニル絶縁電線</li> <li>・ハイパロン絶縁電線</li> <li>・四ふっ化エチレン絶縁電線</li> <li>・シリコンゴム絶縁電線</li> <li>・ポリエチレン絶縁電線</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁電線</li> <li>・E P ゴム絶縁電線</li> <li>・アルミ被ケーブル</li> <li>・鋼帯がい装ケーブル</li> <li>・C D ケーブル</li> <li>・鉛被ケーブル</li> <li>・クロロプレン外装ケーブル</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル</li> <li>・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル</li> <li>・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</li> <li>・E P ゴム絶縁クロロプレンシースケーブル</li> <li>・バスダクト</li> </ul>	<p>1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。</p>
	耐火電線 M I ケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。
耐 熱 配 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・600ボルト2種ビニル絶縁電線</li> <li>・ハイパロン絶縁電線</li> <li>・四ふっ化エチレン絶縁電線</li> <li>・シリコンゴム絶縁電線</li> <li>・ポリエチレン絶縁電線</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁電線</li> <li>・E P ゴム絶縁電線</li> <li>・アルミ被ケーブル</li> <li>・鋼帯がい装ケーブル</li> <li>・C D ケーブル</li> <li>・鉛被ケーブル</li> <li>・クロロプレン外装ケーブル</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル</li> <li>・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル</li> <li>・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</li> <li>・E P ゴム絶縁クロロプレンシースケーブル</li> <li>・バスダクト</li> </ul>	<p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。</p> <p>ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p>
	耐熱電線 耐火電線	ケーブル工事等により施工されていること。

MIケーブル

電線の種類及び太さは、次の表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
屋内配線に使用する電線	JISC3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm <sup>2</sup> 以上
	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	导体直径1.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	导体直径1.0mm以上
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	导体直径1.0mm以上
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	导体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	导体直径1.0mm以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	导体直径1.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	导体直径1.0mm以上
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	导体直径1.0mm以上
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	导体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	导体直径1.0mm以上
架空配線に使用する電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	导体直径2.0mm以上の硬銅線*
	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	导体直径2.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	导体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	导体直径1.0mm以上
地中配線に使用する電線	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	导体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	导体直径1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線に使用する	JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	导体直径0.5mm以上

電線の種類・太さ

電線の種類・太さを確認する。

配線（耐火耐熱保護配線を除く。）

（自動火災報知設備・ガス漏れ火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備）

		<table border="1"> <tr> <td>る電線**</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) J I S : 日本工業規格 J C S : 日本電線工業会規格 備考 * は、径間が10m以下の場合には導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。 ** は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類の欄に掲げる J C S 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さの欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。</p>	る電線**												
る電線**															
配線方法	目視により確認する。	<p>a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。 b 60V未満の弱電流回路に接続する電線を除き、配線に使用する電線とその他の電線とは同一の管、ダクト（絶縁効力のあるもので仕切った場合においては、その仕切られた部分は別個のダクトとみなす。）若しくは線ぴ又はプルボックス等の中に設けていないこと。 c 常時開路方式の配線にあつては、容易に導通の有無がわかるように、その回路の末端に終端器等が設けられているとともに送り配線となっていること。 d 次に掲げる回路方式が用いられていないこと。 (a) 接地電極に常時直流電流を流す回路方式 (b) 自動火災報知設備にあつては、感知器、発信機又は中継器の回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。） (c) ガス漏れ火災警報設備にあつては、検知器の接続される外部配線と他の設備（当該設備を接続したことによりガス漏れ信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）への外部配線とを共用する回路方式 (d) 消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、信号回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）</p>													
接続	目視により確認する。	<p>a 端子との接続はゆるみ、破損等がなく確実にであること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。</p>													
		<p>配線ごとに使用される電線の種類及び太さは、次表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>電線の種類</th> <th>電線の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">操作電源の配線に用いる電線</td> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))</td> <td>導体直径 1.6mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V))</td> <td>導体直径 1.6mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変流器の二次側屋内配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3306 (ビニルコード)</td> <td>断面積 0.75mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3307</td> <td>導体直径</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	電線の種類	電線の太さ	操作電源の配線に用いる電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径 1.6mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V))	導体直径 1.6mm以上	変流器の二次側屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm <sup>2</sup> 以上	J I S C 3307	導体直径
工事の種類	電線の種類	電線の太さ													
操作電源の配線に用いる電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径 1.6mm以上													
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V))	導体直径 1.6mm以上													
変流器の二次側屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm <sup>2</sup> 以上													
	J I S C 3307	導体直径													

配線（耐火・耐熱保護配線を除く。）  
〔漏電火災警報器〕

電線の種類・太さ

電線の種類・太さを確認する。

		(600Vビニル絶縁電線 (IV)) JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	1.0mm以上 导体直径 1.0mm以上 导体直径 0.5mm以上	
	変流器の二次側屋側 又は屋外配線に使用する電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW)) JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	导体直径 1.0mm以上 导体直径 2.0mm以上 导体直径 1.0mm以上 导体直径 0.5mm以上	
	変流器の二次側架空 配線に使用する電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW)) JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	导体直径 2.0mm以上の 硬銅線** 导体直径 2.0mm以上 导体直径 1.0mm以上 导体直径 0.5mm以上	
	地中配線に使用する 電線	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	导体直径 1.0mm以上	
音響装置の配線に使用する電線	使用電圧が60Vを超えるもの	地中配線のもの 架空配線のもの 前記以外のもの	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW)) JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	导体直径 1.6mm以上 导体直径 2.0mm以上 导体直径 1.6mm以上
	使用電圧が60V以下のもの** *		JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)	导体直径 0.5mm以上

			備考 *は、屋内型変流器の場合に限る。 **は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。 ***は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げるJCS4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。 注 JCS 日本電線工業会規格
	配線方法	目視により確認する。	電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。
	接続	目視により確認する。	a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。
耐震措置		目視により確認する。	地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準																							
接地抵抗試験	電路に接続されている機械器具について、接地抵抗計を用いて接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。ただし、電気設備に関する技術基準等の規定により接地工事を要しないものにあつては、接地抵抗値を測定しないことができる。	測定値は、次表に掲げる数値であること。 ① 低圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>電圧の種類による機器</th> <th>接地工事の種類</th> <th>接地線の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。</td> <td>D種</td> <td>引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td> <td>100Ω以下注</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの</td> <td>C種</td> <td></td> <td>10Ω以下注</td> </tr> </tbody> </table> 注 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは500Ω ② 高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>接地工事の種類</th> <th>接地線の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線</td> <td>10Ω以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分			接地抵抗値	電圧の種類による機器	接地工事の種類	接地線の種類	300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下注	300Vを超えるもの	C種		10Ω以下注	区分		接地抵抗値	接地工事の種類	接地線の種類	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下
区分			接地抵抗値																						
電圧の種類による機器	接地工事の種類	接地線の種類																							
300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下注																						
300Vを超えるもの	C種		10Ω以下注																						
区分		接地抵抗値																							
接地工事の種類	接地線の種類																								
A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下																							
絶縁抵抗試験 〔低圧（交流にあつては600V以下、直流にあつては750V以下。）回路〕	電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路等の電圧電路について大地間及び配線相互間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、試験を行うことにより障害を与えるおそれのある電子部品等を使用している回路においては省略することができる。	測定値は、次表に掲げる数値以上であること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電路の使用電圧の区分</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300V以下</td> <td>対地電圧が150V以下の場合</td> <td>0.1MΩ</td> </tr> <tr> <td>対地電圧が150Vを超え300V以下</td> <td>0.2MΩ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ</td> </tr> </tbody> </table>	電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	300V以下	対地電圧が150V以下の場合	0.1MΩ	対地電圧が150Vを超え300V以下	0.2MΩ	300Vを超えるもの		0.4MΩ												
電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値																							
300V以下	対地電圧が150V以下の場合	0.1MΩ																							
	対地電圧が150Vを超え300V以下	0.2MΩ																							
300Vを超えるもの		0.4MΩ																							

	<p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	
<p>絶縁耐力試験 〔高圧（低圧を超える電圧）回路〕</p>	<p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）、「電気設備の技術基準の解釈」（平成9年制定・平成12年改正）第14条に定める試験電圧を電路と大地との間（多心ケーブルは、心線相互間及び心線と大地間）に連続して10分間加える。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>高圧回路は、連続して10分間これに耐えること。</p>

### 第31 パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

#### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
パッケージ	設 備	目視により確認する。	設置場所に応じた設備が設置されていること。	
	構造・性能	目視により確認する。	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号。以下「第13号告示」という。）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。	
	ユニット(格納箱に消火薬剤貯蔵容器、受信装置、作動装置、加圧用ガス容器等が収納されたもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けられていること。</li> <li>b 火災等の被害を受けるおそれの少ない場所に設けられていること。ただし、<u>II型にあっては、難燃性の箱に収納されている場合を除く。</u></li> <li>c 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。</li> <li>d 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所であること。</li> <li>e 格納箱は、地震等により倒れないように床又は壁に堅固に固定されていること。</li> </ul>	
	表 示 等		<u>パッケージ型自動消火設備である旨の表示、取扱い上の注意事項、取扱い方法等の各表示が適正にされていること。</u>	
同時放射区域	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 同時放射区域は、居室等及び倉庫等ごとに設定されていること。</li> <li>b 同時放射区域は、壁、ふすま等で区画されている部分であること。</li> <li>c 1の同時放射区域を2以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、連動して作動するものであること。</li> <li>d 隣接する同時放射区域は、パッケージ型自動消火設備を共用していないこと。<u>ただし、第13号告示第4第6号(-)イ、ロ及びハにあっては、この限りでない。</u></li> </ul>		
※貯蔵消火薬剤		目視及び液面計又はてこ秤式測定器により確認する。	<u>消火薬剤は所定のもが使用されており、規定量であること。</u>	
※消火薬剤貯蔵容器等	機 器 蓄 圧 式	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 変形、漏液、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。</li> <li>b 表示が適正にされていること。</li> </ul>
		作動装置(容器弁開放装置)	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。</li> <li>b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。</li> </ul>

		バルブ類		変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。
		指示圧力計		変形、損傷等がなく、指針が緑色範囲内にあること。
	加圧式	貯蔵容器	目視により確認する。	a 変形、漏液、塗膜のはく離等がないこと。 b 容器支持具等に確実に固定されていること。 c 表示が適正にされていること。
		バルブ類		変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。
		安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、つまり等がないこと。
※加圧用ガス容器等	機器	加圧用ガス容器	目視により確認する。	a 変形、損傷、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 高压ガス容器に該当するものにあつては、高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		容器弁		a 変形、損傷等がないこと。 b 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和 51 年消防庁告示第 9 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録をした登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		作動装置（容器弁開放装置）		a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。
		圧力調整器		変形、損傷等がなく、容器弁に確実に取り付けられていること。
		配管	変形、損傷等がなく、確実に接続されていること。	
	加圧用ガス	種別	目視により確認する。	所定の種類のガスであること。
	ガス量	所定のガス量の容器が使用されていること。		
※起動装置	感知部	感知方法	目視により確認する。	検出方式の異なる 2 以上のセンサーにより構成され、同時放射区域内の火災を有効に感知できる位置に設けられていること。
		感知器	目視により確認する。	感知器型感知部にあつては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）の規定に適合し、消防法施行規則第 23 条第 4 項に定めるところにより設置されており、その他の感知部にあつては、上記に準じて設置されていること。
		手動起動装置（手動起動装置を有するものに限る。）	目視により確認する。	a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。 c 鍵等を用いなければ作動できないようになっていること。
※受信装置	表示灯・スイッチ		目視により確認する。	火災表示灯、電源表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
	防護措置			制御基盤等には、衝撃、じんあい等から保護するために適切な防護措置が講じてあること。
	予備品等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
中	継装置		目視により確認する。	a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。

※選択弁	機 器 等	目視により確認する。	第 13 号告示が定める基準に適合するものであること、又は当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。
	外 形 等		変形、損傷等がなく、結合部に緩み、脱落等がないこと。
放出導管	※機 器 等	目視により確認する。	a 第 13 号告示が定める基準に適合しているものであること、又は当該基準に適合しているものである旨の認定合格証が貼付されていること。 b 金属材料で造られていること。金属材料以外の場合は、火災による熱に対する措置が講じられていること。
	設 置 状 況		a 変形、損傷、つぶれ等がなく、確実に接続されていること。 b 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 c <u>適正な長さであること。</u>
	※配 管 系 路		a 集合管、導管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。 b 適正なサイズ及び機器であること。
	耐 震 措 置		振動による変形、損傷等が生じないように措置されていること。
放出口	設置方法	目視により確認する。	a <u>適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。</u> b <u>放出口の周囲に消火薬剤の放射分布を妨げるものがないこと。</u>
			確実に接続されていること。 <u>周囲に消火薬剤の放射障害となるものがなく、取付け角度が適正であること。</u>
	※機 器 等	目視により確認する。	a 第 13 号告示が定める基準に適合しているものであること、又は当該基準に適合しているものである旨の認定合格証が刻印又は貼付されていること。 b 変形、損傷、つまり等がないこと。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a <u>主電源に電池以外から供給される電力を用いるもの</u> (a) <u>専用の回路となっていること。</u> (b) <u>開閉器の容量が適正であること。</u> b <u>主電源に電池を用いるもの</u> <u>電池本体に、変形、損傷、漏液等がないこと。</u>
	非 常 電 源 (内蔵型のものに限る。)		a 変形、損傷、漏液等がないこと。 b 所定の容量のものが取り付けられていること。

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 13 号)に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものについては、省略することができる。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
作動試験	※貯蔵容器、加圧用ガス容器等	容器弁開放装置を容器弁等から取り外し、起動装置を作動させ作動状況を確認する。 手動起動装置を有するものにあつては、キー等を用いて手動で作動させ作動状況を確認する。	作動が確実であること。
	指 示 圧 力 計	蓄圧式にあつては、標準圧力計を取り付けて確認する。	指示圧力計の指示値が適正であること。

	バ ル ブ 類	手で操作することにより作動状況を確認する。	開閉操作が容易であること。
	圧 力 調 整 器	加圧式にあつては、圧力調整器の二次側を締切状態にした後、加圧して作動状況を確認する。	圧力調整機能が正常であり、調整圧力値が適正であること。
※ 選	択 弁	系統ごとに、電気式のものにあつては受信装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	作動が確実であること。
※ 起 動 装 置	感 知 部	自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	受信装置に火災信号を確実に送信すること。
	手 動 起 動 装 置 (手動起動装置を有するものに限る。)	手動で起動させ、作動状況を確認する。	作動が確実であること。
※ 受 信 装 置	警 報 及 び 表 示	感知部を作動させ、及び手動起動装置を有するものにあつては手動起動装置を操作し、作動状況を確認する。	a 第1信号を受信した場合に警報音又は音声を発し、警報中に当該警戒区域内の他の感知部から第2信号を受信した場合に自動的に作動装置及び選択弁等に信号を送信すること。 b 2以上の警戒区域から火災信号を受信できるものにあつては、火災信号を発した警戒区域と受信装置の警戒区域の表示が一致すること。 c 警報音又は音声は、火災が発生した旨を関係者等に有効に知らせることができること。
	復 旧 ス イ ッ チ	復旧スイッチを設けるものにあつては操作して作動状況を確認する。	a 復旧スイッチは専用であること。 b 定位置に自動的に復旧しないスイッチにあつては、当該スイッチが定位置にないとき、音声の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。
	中 継 装 置	感知部を作動させ、及び手動起動装置を有するものにあつては手動起動装置を操作し、作動状況を確認する。	作動が確実であること。
非 常 電 源	電 源 の 自 動 切 替 機 能	主電源の遮断及び復旧により確認する。	電源の自動切替機能が正常であること。
	端 子 電 圧 ・ 容 量	予備電源スイッチを操作して確認する。	所定の電圧値及び容量を有していること。

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号)に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

総合試験は、1のユニットごとに任意の1の同時放射区域を選択して行うこと。

試験項目	試験方法	合否の判定基準
総合作動試験	<p>試験用ガスを用いて非常電源に切り替えた状態（非常電源が設けられていないものにあつては監視状態）で、次の項目を確認する。</p> <p>① 加熱試験器等により感知部を作動させ、1の感知部が作動した場合に受信装置の表示灯が点灯（点滅）するとともに警報装置が鳴動すること。</p>	<p>a 試験用ガスを用いて確認するもの</p> <p>(a) 1の感知部の作動により警報音又は音声を発し、同一の同時放射区域にある2個目の感知部の作動により作動装置及び選択弁が作動すること。</p> <p>(b) 試験用ガスが正常に導通すること。</p> <p>b a以外によるもの</p> <p>1の感知部の作動により警報音又は音声を発し、同一の同時放射区域にある2個目の感知部の作動により起動信号を発信すること。</p>
	<p>② ①の後、引き続き2個目の感知部が作動した場合には作動装置、開放装置等が作動して試験用ガスが放出すること。ただし、Ⅱ型のうち2個目の感知部の作動により、起動することが確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>③ 復旧スイッチを設けるものにあつては1の感知部が作動した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報装置が停止すること。</p>	<p>1の感知部が作動した時点で加熱（加煙）をやめ、その後復旧スイッチを操作した場合、警報装置が停止すること。</p>

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

## 第 7 ハロゲン化物消火設備

## 1 一般的留意事項

- (1) 点検時の誤放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。
- (2) 点検時、機器を取り外すものにあつては、点検終了後、接続部の緩み、脱落及び封印等の再確認を行うこと。

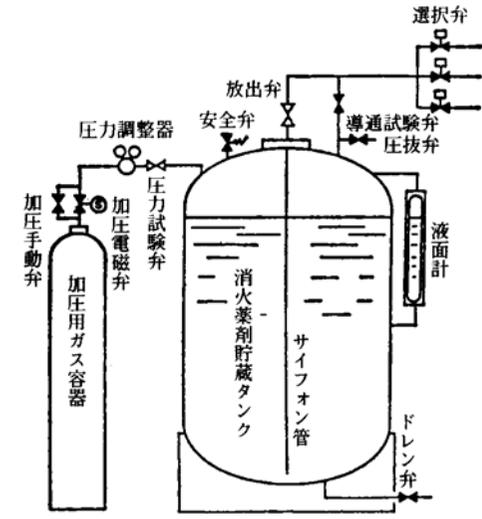
## 2 機器点検

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消 火 剤 貯 蔵 容 器	周 囲 の 状 況	目視及び棒状温度計 ( J I S 規格品 ) により確認する。	ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入できる場所であること。 イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。 ※ ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するハロゲン化物消火設備にあつては、注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。
		外 形	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表 示 及 び 標 識	目視により確認する。	ア 貯蔵容器の設置場所には、「ハロン1301消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所 (高圧ガス300m <sup>3</sup> =液化ガス3,000kg) に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	消 火 剤 量		次の方法により確認する。 (1) 秤を用いて行う方法 ① 容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押えを取り外して計量する。 ② 秤の上に乗せ計量する。 ③ 消火剤量は測定値から、容器弁 (サイフォン管を含む。) 及び容器の質量を差し引いた値とする。 (2) 液面計 (液化ガスレベルメータ) を用いて行う方法 ① 液面計の電源スイッチを入れ、電圧値のチェックを行う。 ② 容器は通常の状態のまま、液面計のプローブと放射線源間に容器をはさみ込むようにして挿入する。	消火剤量の測定結果を設計図書と照合し、その差が充てん量の10% 以内であること。 ※ (ア) 秤による場合 秤は校正されたものを使用すること。 (イ) 液面計による場合 a 放射線源 (コバルト60) は、取り外さないこと。万一、紛失した場合は取り扱い店等に連絡すること。 b コバルト60の有効使用期間は約3年であり、経過しているものにあつては取り扱い店等に連絡すること。 (ウ) 共通事項 a 容器は重量物であるので手荒な扱い、転倒等に注意すること。 b 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。

			<p>③ 液面計検出部を静かに上下方向に移動させ、メーター指針の振れが大きく異なる部分について、その位置の容器の底部からの高さを測定する。</p> <p>④ 液面の高さや消火剤量との換算は、専用の換算表を用いて行う。</p>	
容器弁	外	形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。</p>
	安	全	性	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検</p>
安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)	外	形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	安	全	性	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検</p>
容器弁 開放装置	外	形	目視により確認する	<p>ア 変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。</p> <p>イ ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。</p> <p>ウ 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部に著しい錆がないこと。</p> <p>エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。</p> <p>オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。</p>

電気式の容器弁開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動式起動装置等进行操作して電氣的作動の状況を確認する。</p> <p>(3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。</p> <p>(4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。</p> <p>(5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。</p>	<p>ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。</p> <p>ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。</p> <p>エ 正常に復旧できること。</p> <p>※(7) 手動式起動装置进行操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p> <p>(イ) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。</p>
ガス圧式の容器弁開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動操作の機能を有するものにあつては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。</p> <p>(3) ガス圧のみで作動するものにあつては、ガス圧をかけて、破開針又はカッター等が作動することを確認する。</p>	<p>ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 作動及び復元作動は正常であること。</p>
指示圧力計	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 指示圧力値が適正であり、確実に作動すること。</p>
連結管及び集合管	目視及びスパナ等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。</p> <p>イ 確実に接続されていること。</p>

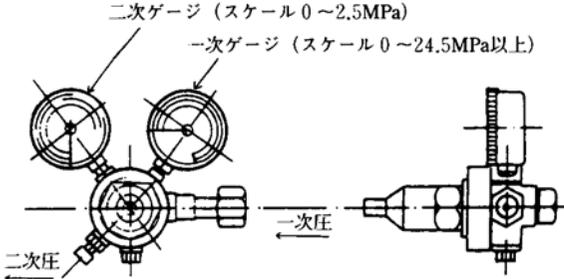
加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況	目視により確認する。	<p>ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。</p> <p>イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。</p> <p>ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれのないこと。</p> <p>エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。</p> <p>※ 注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。</p>
		外形	目視により確認する。	<p>ア 貯蔵タンク、加圧用ガス容器、取付弁、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。</p> <p>イ 貯蔵タンク本体は取付弁等に確実に固定されていること。</p>
		表示及び標識	目視により確認する。	<p>ア 貯蔵タンクの設置場所には、「ハロン2402消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>イ 高压ガス保安法により高压ガス貯蔵所（高压ガス300m<sup>3</sup>=液化ガス3,000kg）に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。</p>
		安全装置	目視により確認する。	<p>放出口のつまり、損傷等がないこと。</p>
		消火剤量	液面計及び清浄な試験管等に少量の消火剤をドレン弁を開けて採取し確認する。	<p>ア 液面の表示が所定の位置を示していること。</p> <p>イ 変質、沈殿物、浮遊物等がなく、無色透明であり、比重が適正であること。</p>
	放出弁	<p>(1) 目視及びスパナ等により確認する。</p> <p>(2) 開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。</p> <p>(3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧して確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。</p> <p>イ 開閉機能が正常であること。</p> <p>ウ ガス漏れがないこと。</p>	



第7-1図 加圧式のハロン2402消火設備の例

放出弁 開放装置	外形	目視により確認する	変形、損傷、脱落等がないこと。	
	電気式の 放出弁 開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電氣的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 正常に復旧できること。 ※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (イ) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。	
	ガス圧式の 放出弁 開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあつては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあつては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。	
バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元しておくこと。	
加圧用 ガス容器等	加圧用 ガス 容器	周囲の 状況	目視及び棒状温度計（J I S規格品）により確認する。	ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ 直射日光、雨水等がかかるとおそれがないこと。 エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア 加圧用ガス容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示	目視により確認する。	ア 加圧用ガス容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m <sup>3</sup> =液化ガス3,000kg）に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		ガス量	圧力試験弁を閉止した後、加圧手動弁を開き、圧力調整器の一次側圧力計に取り付けられている圧力計により確認する。封板式のものにあつては、質量測定又は検圧治具により確認する。	ア 規定量以上であること。 イ 一次側の圧力計の指針が所定圧力範囲を示すこと。 ※ 点検終了後は、加圧手動弁を閉じた後、貯蔵タンクの圧抜弁及び圧力試験弁を開いて、加圧用ガスの放出を確認した後、復元させること。

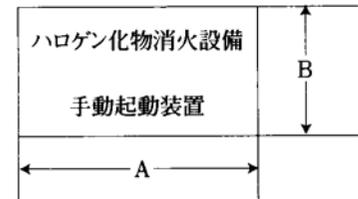
容器弁	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	安 全 性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	安 全 性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
容器弁開放装置	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
	電 気 式 の 容 器 弁 開 放 装 置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を利用して電氣的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 正常に復旧できること。 ※(ア) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取りして行うこと。 (イ) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。

		ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあつては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあつては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。
		バルブ類	目視及び次の手順により確認する。 (1) 加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓する。 (2) バルブ類を手動操作し、容器弁を開放する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※(7) 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。 (i) 開閉操作が容易にできることが一度確認されたバルブ類のうち、消火剤貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等のハロゲン化物消火設備の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がないことが確認されたものにあつては、(1)及び(2)の手順により実施する開閉操作の容易性に関する点検を省略することができる。
		圧力調整器	目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア 変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ 一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 ウ 二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示し、機能が正常であること。  第7-2図 圧力調整器
		連結管及び集合管	目視及びスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ 容器収納箱に設けられているものにあつては、扉の開閉が容易にできること。
		表示	目視等により確認する。	ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。

ガ	ス	量	<p>次の手順により確認する。</p> <p>(1) 容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管を取り外し、容器収納箱から取り出す。</p> <p>(2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いてガス容器の質量を測定する。</p> <p>(3) 容器に取り付けの銘板又は刻印質量若しくは質量票により確認する。</p>	<p>ア 二酸化炭素の量は、記載質量と計量質量の差が充てん量の10%以内であること。</p> <p>※(7) 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。</p> <p>(イ) 二酸化炭素の充てん比は1.5以上であること。</p>
容 器 弁	外	形	<p>目視等により確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。</p>
	安	全	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検</p> <p>② 構造、形状、寸法点検</p> <p>③ 耐圧性能点検</p> <p>④ 気密性能点検</p> <p>⑤ 表示点検</p>	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)	外	形	<p>目視により確認する。</p>	<p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p>

	安 全 性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
容器弁開放装置	外 形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式ののものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
	電 気 式 の 容 器 弁 開 放 装 置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等进行操作して電氣的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピンを抜取り手動操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 所定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 正常に復旧できること。 ※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (4) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
	手 動 式 の 容 器 弁 開 放 装 置	容器弁開放装置を取り外し、(ハンドル等の操作により直接手動開放するものを除く。)目視及び手動操作等により確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ 作動が確実であること。
選 択 弁	本 体	外 形	目視及びスパナ等により確認する。 ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ 防護区画以外の場所に設けられていること。
		表 示	目視等により確認する。 ア 変形、脱落、汚損等がないこと。 イ 直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機 能	目視及び主導操作等により確認する。 開閉機能が正常であること。

開放装置	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ 手動操作には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
	電気式の開放装置	(1) 端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置を操作して確認する。 (3) 各選択弁の開放装置を手動により操作して確認する。	ア 端子盤で接続しているものにあつては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ 電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ 弁の「開」状態を示す機構を有するものにあつては押さえレバー等のロックが確実に外れること。 ※ 貯蔵容器等の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
	ガス圧式の開放装置	(1) 開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2) 加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押さえレバー等を操作して確認する。	ア ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ 弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあつては突出していること。 ウ 押さえレバー等にあつてはロックが確実に外れること。 ※ 加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外形	目視及びスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ 逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	機能	操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視等により確認する。 ア 操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操作箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。 ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ 赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ 警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表示	目視等により確認する。 ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ 起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。



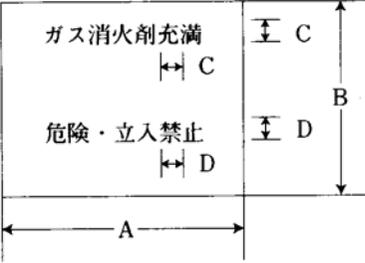
- (a) 寸法 A : 300mm以上  
B : 100mm以上
- (b) 生地は赤色であること。
- (c) 文字は白色であること。

第7-3図

	電源表示灯	目視等により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
	音響警報起動用スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ 操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※ 警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押ボタンの操作等で警報装置が作動すること。
	放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2) 操作箱の放出用スイッチ等を操作して確認する。 (3) 上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ 非常停止が確実に行えること。 ウ 放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ 音響警報装置が作動した後でなければ、放出用スイッチ等を操作しても消火設備が作動しないこと。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
自動式起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて判定すること。 ※ 受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
	自動・手動切替装置	(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外し、次により確認する。 ① 「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ② 「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③ 防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ 自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ 点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ア) 「自動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 c 遅延装置の作動 d 換気装置等の停止 e 容器弁開放装置の作動 (イ) 「手動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 ※(ア) 点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (イ) 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

警報装置	外形	目視等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、脱落等がないこと。  イ 警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。  ウ 常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。</p> <p style="text-align: center;">① 警報装置が音声の場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(a) 寸法 A : 480mm 以上 B : 270mm 以上  (b) 生地は黄色、文字は黒色であること。  (c) 字体は丸ゴシック体であること。  (d) 1文字 25mm<sup>2</sup>以上  ※ ( ) 内には消火剤名が記してある。</p> <p style="text-align: center;">② 警報装置がサイレン、ベル等の場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(a) 寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。  (b) 音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。  ※ ( ) 内には消火剤名が記してある。</p> <p style="text-align: center;">第7-4図</p>
音響警報		(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2) 音圧は騒音計(A特性)により確認する。	ア 正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上であること。 イ 警報系統に誤りがないこと。
音声警報		音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	ア 正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上であること。 イ 警報系統に誤りがないこと。 ウ 起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。

制 御 盤	周 围 の 状 况	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示	目視により確認する。	スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	電 圧 計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
	開 閉 器 及 び ス イ ッ チ 類	ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継 電 器	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接 地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	遅 延 装 置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は 20 秒以上（ハロン 2402 及びハロン 1211 を放射するハロゲン化物消火設備に限る。）であり、設計時の設定値の範囲内であること。 ※ 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自 動 ・ 手 動 切 替 機 能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	放 出 制 御 機 能	目視及び次の操作により確認する。 (1) 手動式起動装置又は制御盤に設けられる入出力端子を用いて、電源線と放出信号回路を短絡させる。 (2) 手動式起動装置又は制御盤の各用途の信号線（音響用・放出起動用・非常停止用等）及び電源線をそれぞれ地絡させる。	ア 放出用起動回路が作動しないこと。 イ 短絡試験にあつては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ウ 地絡試験にあつては、起動回路地絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ※ 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
制 御 盤 用 音 響 警 報 装 置		音響警報が確実に作動すること。	
予 備 品 等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。	
配 管 等	管 及 び 管 継 手	目視により確認する。	ア 損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支 持 金 具 及 び つ り 金 具	目視及び手で触れる等により確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配 管 の 安 全 装 置 等	安 全 装 置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破 壊 板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。
消 火 剤 等 排 出 措 置	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷等がなく、装置等が必要な位置に設けてあること。 イ 自然排気以外のものは、排気装置が確実に作動し、機能が正常であること。	
圧 力 上 昇 防 止 措 置 (HFC-227ea、HFC-23、FK-5-1-12 を放射するものに限る。)	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 機能が正常であること。	

放出表示灯		(1) 目視により確認する。 (2) 圧カスイッチ等を手動で作動させ確認する。	<p>ア 設置場所が適当であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。</p> <p>イ 正常に点灯又は点滅すること。</p>  <p>(a) 寸法A：280mm以上 B：80mm以上 C：約35mm D：約20mm</p> <p>(b) 常時は生地、文字とも白色であること。</p> <p>(c) 点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。</p> <p>(d) 本体の色調は赤色であること。</p> <p>第7-5図</p>	
噴射ヘッド	外形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。</p> <p>イ 防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。</p>	
	放射障害	目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。	
防護区画	区画変更等	目視及び設計図書と照合して確認する。	<p>ア HFC-23、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 以外を放射する設備を設けた区画で階高の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。</p> <p>イ HFC-23、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 以外を放射する設備を設けた区画で自動閉鎖装置を設けない開口部（換気ダクト等を含む。）にあつては、防護容積と階高面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であつて、消火剤の量が十分であること。</p> <p>ウ 増・改築、模様替え等による防護区画の容積、開口部等の増減がないこと。</p> <p>エ 防護区画内の圧力上昇を防止するための措置及び過度の温度低下を防止するための措置を講じているものにあつては、当該措置に変更がないこと。</p> <p>オ 局所放出方式にあつては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。</p>	
	開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動操作により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 取付けが完全で、扉等の開閉が円滑かつ確実にできること。</p> <p>ウ 扉等はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き常時閉鎖の状態にあること。</p>
		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。</p> <p>イ 確実に作動し、遅延装置の作動時限の範囲内で閉鎖状態となった後、消火剤が放出されるようになっていること。</p> <p>ウ 出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあつては、放出用スイッチ操作後、設定値（ハロン2402又はハロン1211を消火剤とするものにあつては20秒以上とする。）の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。</p> <p>※ 手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p>

		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続して確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは噴射ヘッドの規定圧力以上に加圧すること。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 確実に作動すること。 ウ 操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 エ 自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあつては、復帰が確実に行われること。
非常電源 (内蔵型のものに限る。)	外形		目視により確認する。	ア 変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 イ 設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ 電槽支持が堅ろうであること。 エ 電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示		目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧		(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア 充電装置の指示範囲内であること。 イ 電池試験用スイッチを約3秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。
	切替装置		常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置		(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路になっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ 電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ 充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ 開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ 過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
	ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況		目視により確認する。
	格納箱		目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 扉の開閉が容易にできること。 ウ 貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース		ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等により確認する。	ア 変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ ホースリールの根元からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール		目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
	ノズル		目視及び手で触れる等して確認する。	ア 著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けられ、破損、脱落等がないこと。

ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 開閉操作は容易に行えること。</p> <p>ウ 開閉弁は常時「閉」の状態であること。</p>
表示灯及び標識（移動式に限る。）	目視により確認する。	<p>ア 設置位置が適正であること。</p> <p>イ 表示灯は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯していること。</p> <p>ウ 移動式のハロゲン化物消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。</p> <div data-bbox="1249 347 1948 550" style="text-align: center;"> <p>第7-6図</p> </div>
耐震措置	目視及びスパナ等により確認する。	<p>ア 可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。</p> <p>ウ 壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。</p>

3 総合点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)													
全域放出方式及び局所放出方式	警報装置 遅延装置 開口部の自動閉鎖装置 起動装置及び選択弁 配管及び配管接続部 放出表示灯	非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものにあつては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。 (1) 蓄圧式 ① 放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画の消火剤必要貯蔵量の10% 相当の量 (下記表による設置されている消火剤に対する放射区画の消火剤必要貯蔵量1kgあたりの体積で算定した量の窒素ガス又は空気とすること。) を用いる。ただし、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用し、5本を超えないこととする。	ア 警報装置が確実に鳴動すること。 イ 遅延装置が確実に作動すること。 ウ 開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。 エ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 オ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 カ 放出表示灯が確実に点灯すること。 ※(7) 放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。 (イ) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。													
	警報装置 起動装置及び選択弁 配管及び配管接続部	<table border="1" data-bbox="689 635 1104 871"> <thead> <tr> <th>消火剤</th> <th>1kgあたりの体積 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハロン 2402</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ハロン 1211</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ハロン 1301</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>HFC-23</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>HFC-227ea</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>FK-5-1-12</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> ② 点検時には次のものを用意する。 a 試験用ガス容器は、設置貯蔵量容器と同一機構の容器弁を使用したものを用意する。 b 起動用ガス容器を用いる設備にあつては、使用する起動用ガス容器と同一仕様のもを同一本数、点検後の再充てん期間の代替設置用として用意する。 c 集合管部又は容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③ 点検に先立ち貯蔵容器部を、次により準備する。 a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b 放射に使用する試験用ガス容器に容	消火剤	1kgあたりの体積 (ℓ)	ハロン 2402	9	ハロン 1211	15	ハロン 1301	16	HFC-23	34	HFC-227ea	14	FK-5-1-12	8
消火剤	1kgあたりの体積 (ℓ)															
ハロン 2402	9															
ハロン 1211	15															
ハロン 1301	16															
HFC-23	34															
HFC-227ea	14															
FK-5-1-12	8															

器弁開放装置及び操作管を接続する。

c 放射に使用する試験用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁から連結管を取り外し、連結管部をプラグ止めする。

d 操作管にあつては放射用以外の部分を密栓する。

e 上記以外は通常の設備状況であるかを確認する。

f 制御盤等の設備電源を「入」にする。

④ 点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。

a 手動式のものにあつては手動式起動装置を操作することにより起動させる。

b 自動式のものにあつては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。

(2) 加圧式

① 放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画に必要な薬剤量を放射するに要する加圧用ガスの10%以上放射して行う。

② 点検時には次のものを用意する。

a 点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。

b 起動用ガス容器を用いる設備にあつては、①と同様に必要数用意する。

c 集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。

		<p>③ 点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。</p> <p>a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。</p> <p>b 放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。</p> <p>c 操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。</p> <p>d 貯蔵タンク及び加圧用ガス容器部以外は通常の設定状況であるかどうかを確認する。</p> <p>e 制御盤等の設備電源を「入」にする。</p> <p>④ 点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。</p> <p>a 手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。</p> <p>b 自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。</p>	
移動式	ノズル開閉弁 ホース及びホース接続部	<p>手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。</p> <p>(1) 試験用ガス(窒素又は空気)による放射は、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器1本を用いて行う。</p> <p>(2) 貯蔵容器の容器弁と連結管の接続部を外す。(2本共)</p> <p>(3) 貯蔵容器1本を試験用ガス容器と取り換える。</p> <p>(4) 試験用ガス容器と連結管を接続する。</p> <p>(5) 他の貯蔵容器の容器弁より外した連結管の接続部は密栓等の処置をする。</p> <p>(6) 貯蔵容器の容器弁に取り付けられている容器弁開放装置を取り外して、試験用ガス容器の容器弁に取り付ける。</p> <p>(7) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。</p> <p>(8) ノズル開放弁を開放操作する。</p>	<p>ア 指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。</p> <p>イ ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。</p> <p>※(7) 点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充電を行うこと。この場合、試験用ガス容器が高压ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。</p> <p>(イ) 点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。</p>

## 第8 粉末消火設備

### 1 一般的留意事項

点検時、機器を取り外すものにあつては、点検終了後接続部の緩み、脱落及び封印等の再確認を行うこと。

### 2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
蓄 圧 式 粉末消火剤 貯蔵容器等	消 火 剤 貯 蔵 容 器	周 囲 の 状 況	目視及び棒状温度計 ( J I S規格品) により確認する。 ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入できる場所であること。 イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外 形	目視により確認する。 ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置されていること。
		表示及び 標 識	目視により確認する。 ア 貯蔵容器の設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所 (高圧ガス 300m <sup>3</sup> ) に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	消 火 剤 量	次の方法により確認する。 (1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押えを取り外す。 (2) 秤の上に乗せ計量する。 (3) 消火剤量は測定値から、容器弁 (サイフォン管を含む。) 及び容器の質量を差し引いた値とする。	ア 所定の消火薬剤が規定量以上貯蔵されていること。 イ 異物の混入、変質、固化等がなく、かつ、手で握ってケーキングしても床上50cmの高さから落下させた場合、砕けること。 ※ 温度40℃以上、湿度60%を超える場合は、点検を見合わせること。
容 器 弁	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	安 全 性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について (平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について (平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。

安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	安全性	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検</p>	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
容器弁 開放装置	外形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 エ 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部に著しい錆がないこと。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。</p>
	電気式の 容器弁 開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。</p>	<p>ア 破開針又はカッター等に変形、損傷がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 正常に復旧できること。 ※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (イ) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。</p>
	ガス圧式 の容器弁 開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあつては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあつては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。</p>	<p>ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。</p>

	指 示 圧 力 計	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指針が緑色範囲内にあること。 ※ 指針がゼロ点の位置にある場合は、消火剤量の点検を行うこと。
	バ ル ブ 類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	連 結 管 及 び 集 合 管	目視およびスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ 確実に接続されていること。
加 圧 式 粉 末 消 火 剤 貯 蔵 容 器 等	消 火 剤 貯 蔵 タ ン ク	周 囲 の 状 況	目視及び棒状温度計（J I S規格品）により確認する。
		外 形	目視により確認する。
		表 示 及 び 標 識	目視により確認する。
		安 全 装 置	目視により確認する。
	消 火 剤 量	目視又は秤を用いて確認する。	所定の消火剤が規定量以上貯蔵されていること。
	放 出 弁	(1) 目視及びスパナ等により確認する。 (2) 開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧し、ガス漏れの有無を確認する。	ア 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ 開閉機能が正常であること。 ウ ガス漏れがないこと。
放 出 弁 開 放 装 置	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
	電 気 式 の 放 出 弁 開 放 装 置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電氣的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 作動及び復元作動は正常であること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。

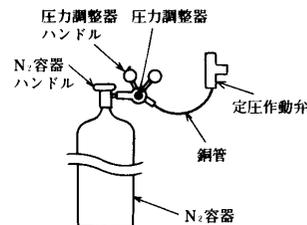
	ガス圧式の放出弁開放装置	<p>(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動操作の機能を有するものにあつては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。</p> <p>(3) ガス圧のみで作動するものにあつては、破開針又はカッター等を手で引っ張り確認する。</p>	<p>ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 作動及び復元作動は正常であること。</p>
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。</p> <p>※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。</p>
加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器の周囲状況	目視及び温度計（JIS規格品）により確認する。	<p>ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。</p> <p>イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。</p> <p>ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。</p> <p>エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。</p>
	外形	目視により確認する。	<p>ア 加圧用ガス容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。</p> <p>イ 容器本体は取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。</p> <p>ウ 容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。</p>
	表示	目視により確認する。	<p>ア 貯蔵容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>イ 高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m<sup>3</sup>）に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。</p>
	ガス量	<p>次の手順により確認する。</p> <p>(1) 窒素ガスを用いるもの</p> <p>① 圧力調整器のあるものにあつては二次側に取り付けられている点検コック等を閉鎖して、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を電気又はガス圧により作動させて開放し、圧力調整器の一次側圧力計の指針を読み取る。</p> <p>② 封板式のものにあつては、重量測定又は検圧治具を用いて圧力測定する。</p>	<p>ア 窒素ガスを用いるものにあつては、消火剤1kgにつき温度35℃で0MPaの状態に換算した体積が40ℓ以上であること。</p> <p>イ 二酸化炭素を用いるものにあつては、消火剤1kgにつき20g以上であること。</p>

		(2) 二酸化炭素を用いるもの ① スパナ、レンチ等により連結管、固定用押え等を取り外し、加圧用ガス容器を取り出す。 ② 容器ごと計量器にのせ総重量を計る。 ③ 総重量から容器重量及び開放装置の重量を引く。	
容器弁	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	安全性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
安全装置(容器弁に設けられたものに限る。)	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	安全性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。

電気式の 容器弁 開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動式起動装置等を操作して電氣的作動の状態を確認する。</p> <p>(3) 安全ピン又はロックピン等を抜き取り手動で操作して作動を確認する。</p> <p>(4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。</p> <p>(5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。</p>	<p>ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。</p> <p>ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。</p> <p>エ 正常に復旧できること。</p> <p>※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p> <p>(4) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。</p>
ガス圧式の 容器弁 開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動操作の機能を有するものにあつては、安全ピン等を抜き取り手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。</p> <p>(3) ガス圧のみで作動するものにあつては、破開針又はカッター等を手で引っ張り確認する。</p> <p>(4) バルブ開放式の場合は、手動によりバルブを開放して確認する。</p>	<p>ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 作動及び復元作動は正常であること。</p>
バルブ類	<p>目視及び次の手順により確認する。</p> <p><u>(1) 加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓する。</u></p> <p><u>(2) バルブ類を手動操作し、容器弁を開放する。</u></p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。</p> <p>※(7) <u>点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。</u></p> <p><u>(4) 開閉操作が容易にできることを一度確認されたバルブ類のうち、消火剤貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等の粉末消火設備の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がないことが確認されたものにあつては、(1)及び(2)の手順により実施する開閉操作の容易性に関する点検を省略することができる。</u></p>
圧力調整器	<p>目視及び次の操作により確認する。</p> <p>圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コックまたはこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。</p> <p>イ 一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。</p> <p>ウ 二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示し機能が正常であること。</p>
連結管及び集合管	<p>目視及びスパナ等により確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。</p>

定 圧 作 動 装 置

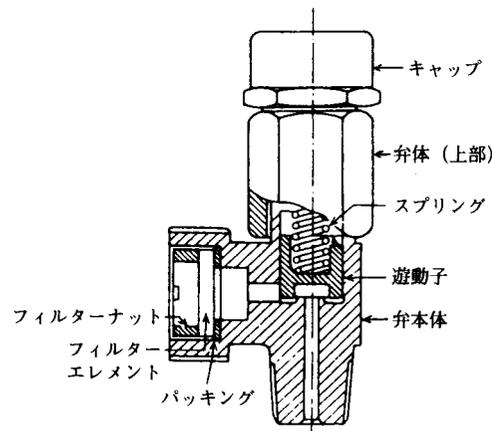
- 目視及び次の手順により確認する。
- (1) 封板方式  
封板の変形等を目視により確認する。
  - (2) スプリング方式
    - ① 試験用ガス（窒素又は空気(以下同じ)）容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。
    - ② 試験用ガス容器のバルブを開く。
    - ③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0 MPaから少しずつ上昇させて遊動子を作動させる。
  - (3) 圧力スイッチ方式
    - ① 試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧操作弁を銅管で接続する。
    - ② 試験用ガス容器のバルブを開く。
    - ③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0 MPaから少しずつ上昇させて接点が閉じたときの圧力値を読み取る。
  - (4) 機械的方式
    - ① 試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧操作弁を銅管で接続する。
    - ② 試験用ガス容器のバルブを開く。
    - ③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0 MPaから少しずつ上昇させてバルブロックが解除する圧力値を読み取る。



第 8-2 図

- (5) 時限リレー方式  
手動によりタイマーを作動させてその時間を測定する。

- ア 変形、損傷等がないこと。  
イ 封板方式にあつては、変形、損傷等がないこと。  
ウ スプリング方式にあつては、設定圧力値どおり遊動子が作動すること。  
エ 圧力スイッチ方式にあつては、設定圧力値どおり接点が閉じること。  
オ 機械的方式にあつては、設定圧力値どおりバルブロックが解除すること。  
カ 時限リレー方式にあつては、設定時間どおり作動すること。



第 8-1 図 定圧作動装置（スプリング方式）の例

起 動 用  
ガ ス 容 器 等

起 動 用  
ガ ス 容 器

外 形

目視等により確認する。

- ア 変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。  
イ 容器収納箱に設けられているものにあつては、扉の開閉が容易にできること。

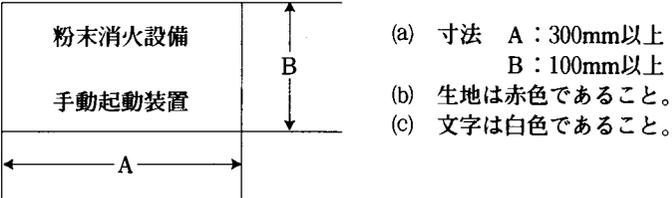
表 示

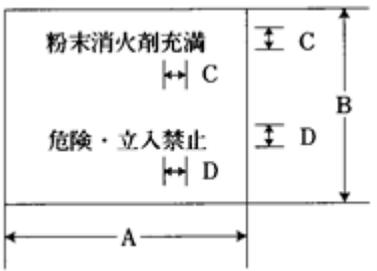
目視等により確認する。

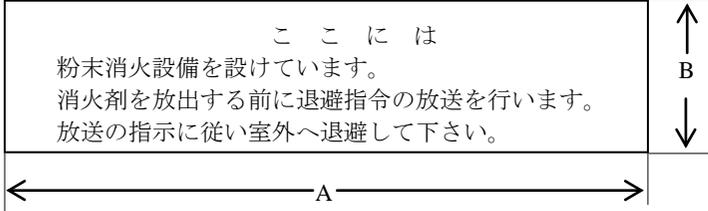
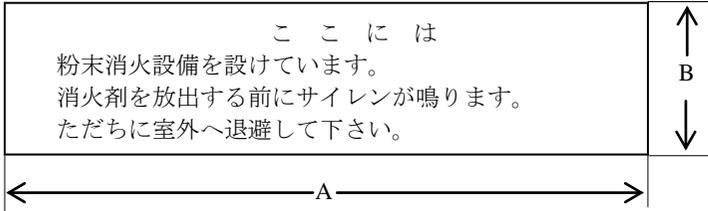
- ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。  
イ 収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。

	ガ ス 量	次の手順により確認する。 (1) 容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いて起動用ガス容器の質量を測定する。 (3) 容器に取り付けの銘板又は刻印質量又は質量票により確認する。	二酸化炭素の量は、記載質量と計量質量の差が充てん量の10%以内であること。 ※(7) 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (4) 二酸化炭素の充てん比は1.5以上であること。
容 器 弁	外 形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	安 全 性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
安 全 装 置 (容 器 弁 に 設 け ら れ た も の に 限 る。)	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	安 全 性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。

容器弁 開放装置	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。	
	電気式の 容器弁 開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作により確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 所定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。	
	手動式の 容器弁 開放装置	容器弁開放装置を取り外し（ハンドル等の操作により直接手動開放するものを除く。）目視及び手動操作等により確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ 作動が確実であること。	
選択弁	本体	外形	目視及び接続部の状況をスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ 防護区画以外の場所に設けられていること。
		表示	目視により確認する。	ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	開放装置	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ 手動操作には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
	電気式の 開放装置	(1) 端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置等を操作して開放装置を作動させ確認する。 (3) 各選択弁の開放装置を手動により操作して確認する。	ア 端子盤で接続しているものにあつては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ 電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ 弁の「開」状態を示す機構を有するものにあつては押えレバー等のロックが確実に外れること。 ※ 貯蔵容器等の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。	
	ガス圧式の 開放装置	(1) 開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスをを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2) 加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押えレバー等を操作して復帰の状態を確認する。	ア ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ 弁の「開」状態を示す機構を有するものうち、確認ピンにあつては突出していること。 ウ 押えレバー等にあつてはロックが確実に外れること。 ※ 加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。	
操作管及び 逆止弁	外形	目視及びスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ 逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が設置図面どおり適正に設けられていること。	
	機能	操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。	

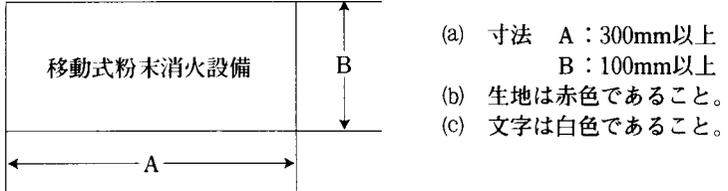
起 動 装 置	手 動 式 起 動 装 置	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	ア 操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操 作 箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ 赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ 警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表 示	目視により確認する。	ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ 起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。  第 8-3 図
	電 源 表 示 灯	目視により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。	
	音 響 警 報 起 動 用 ス イ ッ チ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ 操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※ 警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押ボタンの操作等で警報装置が鳴動すること。	
	放 出 用 ス イ ッ チ 及 び 非 常 停 止 用 ス イ ッ チ	(1) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2) 操作箱の放出用スイッチ等を操作して確認する。 (3) 上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ 非常停止が確実にできること。 ウ 放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ 放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。	

表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	<p>著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。</p>  <p>(a) 寸法A：280mm以上 B：80mm以上 C：約35mm D：約20mm (b) 常時は生地、文字とも白色であること。 (c) 点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d) 本体の色調は赤色であること。</p> <p>第8-4図</p>
保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
自動式 起動装置	<p>火災感知装置 自動・手動切替装置</p> <p>自動火災報知設備の点検の要領に準じて確認する。</p> <p>(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ① 「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ② 「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③ 防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。</p>	<p>自動火災報知設備の機器点検の点検要領判定方法に準じて判定すること。 ※ 受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。</p> <p>ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ 自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ 点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ア) 「自動」の場合 a 警報装置の手動 b 火災表示灯の点灯 c 遅延装置の作動 d 換気装置等の停止 e 容器弁開放装置の作動 (イ) 「手動」の場合 a 警報装置の鳴動 b 火災表示灯の点灯 ※(ア) 点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (イ) 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p>
自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

警報装置	外形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、脱落等がないこと。  イ 警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。  ウ 常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。</p> <p style="text-align: center;">① 警報装置が音声の場合</p> <div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">(a) 寸法 A : 480mm 以上 B : 270mm 以上  (b) 生地は黄色、文字は黒色であること。  (c) 字体は丸ゴシック体であること。  (d) 1文字 25mm<sup>2</sup>以上</p> </div> <p style="text-align: center;">② 警報装置がサイレン、ベル等の場合</p> <div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">(a) 寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。  (b) 音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 8-5 図</p> </div>
音響警報	音響警報	(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2) 音圧は騒音計(A特性)により確認する。	ア 正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上であること。 イ 警報系統に誤りがないこと。
音声警報	音声警報	音響警報と同じ要領で 2 回以上行うことにより確認する。	ア 正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上であること。 イ 警報系統に誤りがないこと。 ウ 起動したとき音声警報は、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。

制 御 盤	周 囲 の 状 況	適正であることを確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示	目視により確認する。	ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	電 圧 計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により継電器を作動させ機能を確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出用スイッチ操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は20秒以上で、設計時の設定値の範囲内であること。 ※ 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア 損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破壊板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。
放出表示灯	(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	ア 設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ 正常に点灯又は点滅すること。	
噴射ヘッド	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。
	放射障害	目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。

防護区画	区画変更等		目視及び設計図書と照合して確認する。	<p>ア 階高の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。</p> <p>イ 自動閉鎖装置を設けない開口部（換気ダクト等を含む。）にあつては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であつて、消火剤の量が十分であること。</p> <p>ウ 増・改築、模様替え等による防護区画の容積及び開口部等の増減がないこと。</p> <p>エ 局所放出方式にあつては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。</p>
	開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 取り付けが完全で開閉が円滑かつ確実に行えること。</p> <p>ウ 扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き、常時閉鎖の状態にあること。</p>
		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。</p> <p>イ 確実に作動し、遅延装置の作動制限の範囲内で閉鎖状態となること。</p> <p>ウ 出入口に設けてあるシャッター等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあつては、放出用スイッチ操作後、20秒以上で設計時の設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッター閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。</p> <p>※ 手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p>
		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続し、確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは、噴射ヘッドの規定の放射圧力以上で加圧すること。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 確実に作動すること。</p> <p>ウ 操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。</p> <p>エ 自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあつては、復帰が確実に行われること。</p>
非常電源 (内蔵型のものに 限る。)	外形		目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。</p> <p>イ 設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。</p> <p>ウ 電槽支持が堅ろうであること。</p> <p>エ 電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。</p>
	表示		目視により確認する。	<p>ア 所定の電圧値及び容量の表示が適正であること。</p> <p>イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。</p>
	端子電圧		(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	<p>ア 充電装置の指示範囲内であること。</p> <p>イ 電池試験用スイッチを約3秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。</p>
	切替装置		常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

	充電装置	(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路となっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ 電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ 充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ 開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ 過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 扉の開閉が容易にできること。 ウ 貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等により確認する。	ア 変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ ホースリールの根元からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア 著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けてあり、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉操作は容易で円滑に行えること。 ※ 開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識（移動式に限る。）	目視により確認する。	ア 設置位置が適正であること。 イ 表示灯は、変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。 ウ 移動式の粉末消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。	
			 <p>(a) 寸法 A：300mm以上 B：100mm以上 (b) 生地は赤色であること。 (c) 文字は白色であること。</p>
	第8-6図		
耐震措置	目視及びスパナ等により確認する。	ア 可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ 壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。	

3 総合点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
全域放出方式及び局所放出方式	全域放出方式	警報装置	<p>ア 警報装置が確実に鳴動すること。</p> <p>イ 遅延装置が確実に作動すること。</p> <p>ウ 開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。</p> <p>エ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。</p> <p>オ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。</p> <p>カ 放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。</p> <p>※(7) 放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。</p> <p>(イ) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</p>
		遅延装置	
		開口部の自動閉鎖装置等	
		起動装置及び選択弁	
		配管及び配管接続部	
	局所放出方式	放出表示灯	
		警報装置	
		起動装置及び選択弁	
		配管及び配管接続部	
		配管及び配管接続部	
		<p>非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものについては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。</p> <p>(1) 加圧式</p> <p>① 放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区域の必要消火剤量を放射するのに要する加圧用ガスの10% (端数切上げ本数とする。) 以上で、設置されている加圧用ガス容器を用いる。</p> <p>② 点検時には次のものを用意する。</p> <p>a 点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。</p> <p>b 起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。</p> <p>c 集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。</p> <p>③ 点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。</p> <p>a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。</p> <p>b 放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。</p> <p>c 操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。</p> <p>d 貯蔵タンクに設けられるクリーニング操作用の弁のみ「開」とする。</p> <p>e 貯蔵タンク及び加圧用ガス容器以外は通常の設定状況であるかどうかを確認する。</p> <p>f 制御盤等の設備電源を「入」にする。</p>	
		<p>ア 警報装置が確実に鳴動すること。</p> <p>イ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。</p> <p>ウ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。</p> <p>※(7) 放射区画は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。</p> <p>(イ) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</p>	

		<p>④ 点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。</p> <p>a 手動式のものにあつては手動式起動装置を操作することにより起動させる。</p> <p>b 自動式のものにあつては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。</p> <p>(2) 蓄圧式</p> <p>① 放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区画に必要消火剤量を放射するに要する蓄圧用ガスの10%以上で、クリーニング用に設置されたものを用いて行う。</p> <p>② 点検時には次のものを用意する。</p> <p>a 点検後、クリーニング用ガスの再充填期間の代替設置に用いるクリーニング用ガス容器を、放射クリーニング用ガス容器と同一仕様のもを必要本数用意する。</p> <p>b 起動用ガス容器を用いる設備にあつては、①と同様に必要数用意する。</p> <p>c 容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。</p> <p>③ 点検に先立ち貯蔵容器等、起動装置及びクリーニング用ガス容器を次により準備する。</p> <p>a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。</p> <p>b 貯蔵容器等の容器弁開放装置等を取り外し容器弁部を密栓する。</p> <p>c 容器弁又は放出弁に至る操作管にあつては一時的に取り外し密栓する。</p> <p>d クリーニング用ガス容器をクリーニング回路の配管に接続する。</p> <p>e 貯蔵容器等及び起動装置部以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。</p> <p>f 制御盤等の設備電源を「入」にする。</p> <p>④ 点検時の起動操作は、加圧式に準じて行う。</p>	
移動式	ノズル開閉弁 ホース及びホース接続部	手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。	ア 指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。

	<p>(1) 試験用ガスによる放射は、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器 1 本の試験用ガスを放射して行う。</p> <p>(2) 点検後、加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器の再充てんの期間の代替設置に用いる容器は、該当するそれぞれの容器と同一仕様のもを 1 本用意する。</p> <p>(3) 放射に用いる加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器をクリーニング回路に接続する。</p> <p>(4) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。</p> <p>(5) ノズル開閉弁を開放操作する。</p>	<p>イ ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。</p> <p>※(7) 点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。</p> <p>(イ) 点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。</p>
--	--	---

## 第13 消防機関へ通報する火災報知設備

### 1 一般的留意事項

- (1) アナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチ等が接続されている回線種別（ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線）に適合していることを確認し、点検票の備考欄に詳細を記載すること。
- (2) 回線の契約形態の変更等により(1)に適合していない場合は、点検票の備考欄に変更内容を記載すること。
- (3) 点検に際しては、当該火災通報装置に適応した試験装置を使用すること。
- (4) 連動停止スイッチの電源が電池から供給されているものについては、電池交換期限等を確認し、点検票の備考欄に記載すること。

### 2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
火災通報装置	予備電源	外形	目視により確認する。 ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。 所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。 断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
		電圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。 電圧計等の指示が適正であること。
		切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。 常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		充電装置	目視等により確認する。 ア 変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ 作動状況が適正であること。
	本体	周囲の状況	目視により確認する。 ア 使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
		外形	目視により確認する。 変形、破損、著しい腐食等がないこと。
		表示	目視により確認する。 ア 取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 銘板等がはがれていないこと。 オ 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
		ヒューズ類	目視により確認する。 ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		予備品等	目視により確認する。 ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

起 動 機 能	手 動 起 動 装 置	手動起動装置を操作して確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
	連 動 起 動 機 能 (自動火災報知設備と連 動する火災通報装置に限 る。)	自動火災報知設備の感知器の作動等と連 動して起動させ確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
優 先 通 報 機 能	火災通報装置が接続されている電話回線 を通話中の状態にし、手動起動装置の操作 又は連動起動機能(自動火災報知設備と連 動する火災通報装置に限る。)により起動 させて確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。	
通 報 頭 出 し 機 能	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて、試験装置の 消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報が、常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取る ことができるよう措置されていること。	
手 動 起 動 装 置 優 先 機 能 (自動火災報知設備と連動する 火災通報装置に限る。)	連動起動機能により起動させ、蓄積音声情 報を送出している間に手動起動装置を操 作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送 出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。	
蓄 積 音 声 情 報	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて、試験装置の 消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報の内容が適切であること。	
再 呼 出 し 機 能	試験装置の消防機関側の電話機を通話中 の状態にし、手動起動装置又は連動起動機 能(自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて確認する。	自動的に再呼出しすること。	
通 話 機 能 等 (特 定 火 災 通 報 装 置 を 除く。)	蓄 積 音 声 情 報 送 出 後 の 呼 返 し 信 号 の 受 信	手動起動装置の操作又は連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に <u>10秒間</u> (平成 28 年消防庁告示第 6 号 (火災 通報装置の一部を改正する件) 附則第 2 項の規定によりその技術上の基準についてな お従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、 <u>5 秒間</u> ) 電話回線を開放し、 呼返し信号に 対し、応答し通話することができること。
	不 応 答 時 の 通 報 継 続		蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側から呼返しが送出されない場合において、 繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。

		切替		蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受信器側と切り替えて通話することができること。
		通話終了後の呼返し		通話が終了した後に、自動的に10秒間（平成28年消防庁告示第6号（火災通報装置の一部を改正する件）附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、5秒間）電話回線を開放し、呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行	切替	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
		切替		蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
		電話回線の保持		通話中に開放操作により電話回線が開放されないこと。
モニター機能		電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。	
遠隔起動装置（遠隔起動装置を有する火災通報装置に限る。）	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	表示		目視により確認する。	ア 名称、操作内容等の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	起動		押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあつては、正常に点灯すること。
回線終端装置等（IP電話回線を使用する）	外形		目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
	予備電源	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。
		回線終端装置等との接続	目視により確認する。	接続部に緩み、破損等がないこと。
		切替装置	常用電源回路を遮断することにより確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

	<u>火災通報装置に限る。)</u>		<u>充電装置</u>	<u>目視により確認する。</u>	<u>異常な発熱等がないこと。</u>
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）	発信機	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		機能	押しボタン	押しボタン等を操作して確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
			連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。）	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
	標識	標識板	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
			常夜灯	目視により確認する。	正常に点灯していること。
標識灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。		

## 第 13 消防機関へ通報する火災報知設備

### 1 一般的留意事項

- (1) アナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチ等が接続されている回線種別（ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線）に適合していることを確認し、点検票の備考欄に詳細を記載すること。
- (2) 回線の契約形態の変更等により(1)に適合していない場合は、点検票の備考欄に変更内容を記載すること。
- (3) 点検に際しては、当該火災通報装置に適応した試験装置を使用すること。
- (4) 連動停止スイッチの電源が電池から供給されているものについては、電池交換期限等を確認し、点検票の備考欄に記載すること。

### 2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
火 災 通 報 装 置	予 備 電 源	外 形	目視により確認する。 ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
		表 示	目視により確認する。 所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
		結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。 断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
		電 圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。 電圧計等の指示が適正であること。
		切 替 装 置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。 常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		充 電 装 置	目視等により確認する。 ア 変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ 作動状況が適正であること。
	本 体	周 囲 の 状 況	目視により確認する。 ア 使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
		外 形	目視により確認する。 変形、破損、著しい腐食等がないこと。
		表 示	目視により確認する。 ア 取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 銘板等がはがれていないこと。 オ 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
		ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。 ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		予 備 品 等	目視により確認する。 ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

起 動 機 能	手 動 起 動 装 置	手動起動装置を操作して確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
	連 動 起 動 機 能 (自動火災報知設備と連 動する火災通報装置に限 る。)	自動火災報知設備の感知器の作動等と連 動して起動させ確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
優 先 通 報 機 能	火災通報装置が接続されている電話回線 を通話中の状態にし、手動起動装置の操作 又は連動起動機能(自動火災報知設備と連 動する火災通報装置に限る。)により起動 させて確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。	
通 報 頭 出 し 機 能	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて、試験装置の 消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報が、常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取る ことができるよう措置されていること。	
手 動 起 動 装 置 優 先 機 能 (自動火災報知設備と連動する 火災通報装置に限る。)	連動起動機能により起動させ、蓄積音声情 報を送出している間に手動起動装置を操 作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送 出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。	
蓄 積 音 声 情 報	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて、試験装置の 消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報の内容が適切であること。	
再 呼 出 し 機 能	試験装置の消防機関側の電話機を通話中 の状態にし、手動起動装置又は連動起動機 能(自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて確認する。	自動的に再呼出しすること。	
通 話 機 能 等 (特 定 火 災 通 報 装 置 を 除く。)	蓄 積 音 声 情 報 送 出 後 の 呼 返 し 信 号 の 受 信	手動起動装置の操作又は連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に <u>10秒間</u> (平成 28 年消防庁告示第 6 号 (火災 通報装置の一部を改正する件) 附則第 2 項の規定によりその技術上の基準についてな お従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、 <u>5 秒間</u> ) 電話回線を開放し、 呼返し信号に 対し、応答し通話することができること。
	不 応 答 時 の 通 報 継 続		蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側から呼返しが送出されない場合において、 繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。

		切替		蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受信器側と切り替えて通話することができること。
		通話終了後の呼返し		通話が終了した後に、自動的に10秒間（平成28年消防庁告示第6号（火災通報装置の一部を改正する件）附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあつては、5秒間）電話回線を開放し、呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行	切替	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
		切替		蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
		電話回線の保持		通話中に開放操作により電話回線が開放されないこと。
モニター機能		電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。	
遠隔起動装置（遠隔起動装置を有する火災通報装置に限る。）	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	表示		目視により確認する。	ア 名称、操作内容等の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	起動		押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあつては、正常に点灯すること。
回線終端装置等（IP電話回線を使用する）	外形		目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
	予備電源	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。
		回線終端装置等との接続	目視により確認する。	接続部に緩み、破損等がないこと。
		切替装置	常用電源回路を遮断することにより確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

	<u>火災通報装置に限る。)</u>		<u>充電装置</u>	<u>目視により確認する。</u>	<u>異常な発熱等がないこと。</u>
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）	発信機	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		機能	押しボタン	押しボタン等を操作して確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
			連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。）	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
	標識	標識板	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
			常夜灯	目視により確認する。	正常に点灯していること。
標識灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。		

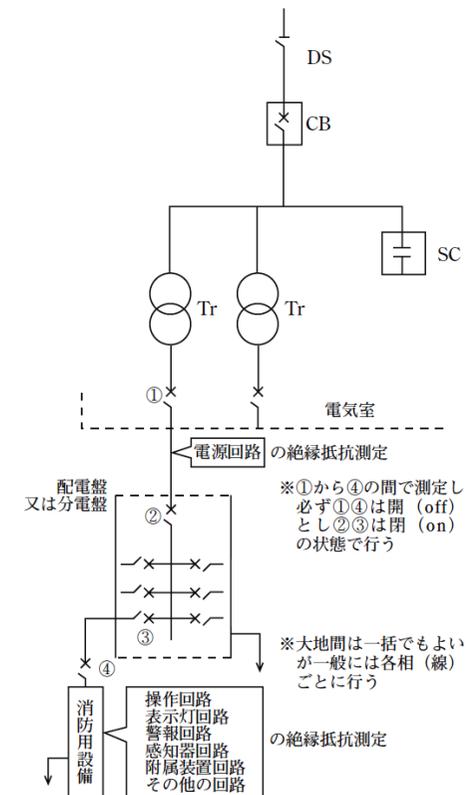
## 第26 配線

### 総合点検

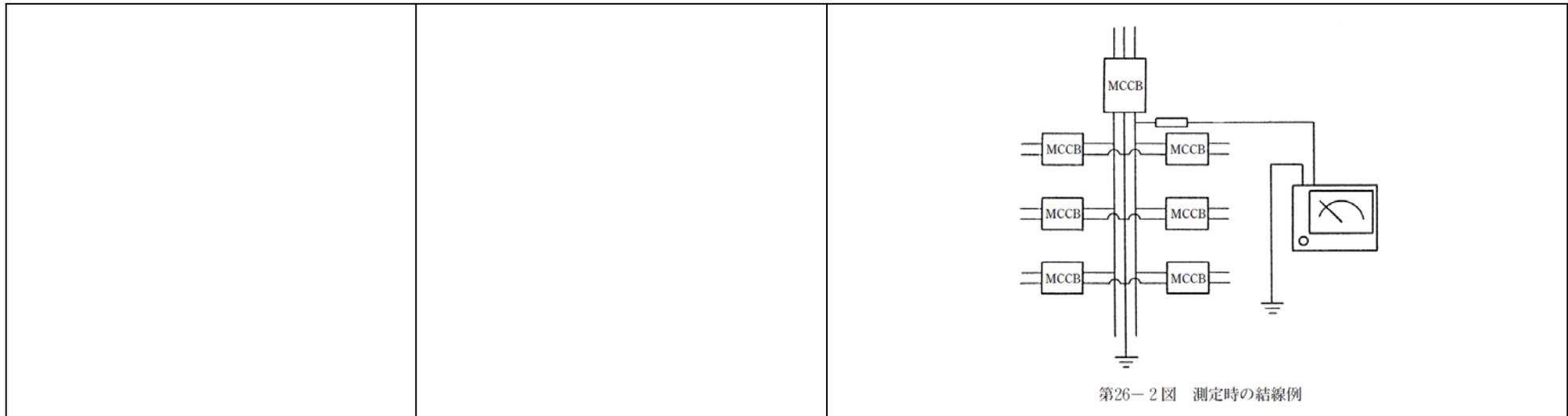
点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 ・ 留 意 事 項 (※)
専 用 回 路	目視により確認する。	ア 消防用設備等専用である旨の表示があり、表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐させていないこと。 <u>ただし、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項第4号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3第16号の規定によりIP電話回線を使用する火災通報装置に係る回線終端装置等であって、その電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部に火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨の表示があり、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。</u>
開 閉 器 及 び 遮 断 機	目視により確認する。	ア 損傷、溶断、過熱、変色等がないこと。 イ 接続部が確実に接続されていること。
ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。 ※ ヒューズ容量は電気設備に関する技術基準の解釈第37条に基づいて取り付けられていること。
絶 縁 抵 抗	(1) 測定電路の電源を遮断し、検電器等で更に充電の有無を確認してから第26-1図に示す箇所の絶縁抵抗を確認する。 (2) 側定時の結線は、第26-2図のように行う。 (3) 低圧電路にあつては、開閉器又は遮断器の分岐回路ごとに大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を100V、125V、250V又は500Vの絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、配線相互間で測定困難な場合は測定を省略してもよい。 (4) 高圧電路にあつては、電源回路相互間及び電源回路と大地との間の絶縁抵抗を1,000V、2,000V又は5,000Vの絶縁抵抗計を用いて測定する。	電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路、感知器回路、附属装置回路、その他の回路の絶縁抵抗値は第26-1表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ、それぞれ右欄の数値以上であること。 ※(ア) 静電容量の大きいコンデンサやケーブルなどでは電源を切っても、しばらくの間、電気が残留することがあるので電気を切ったからといって、すぐ電気回路に触れることは危険であるので感電に留意し必ず回路を接地する必要があること。 (イ) 静電容量の大きい機器やケーブルなどの場合は、充電電流が流れるので、指針が落ち着いた時点で読みとること。 (ウ) 測定開始時で回路を遮断する場合は、負荷側から行い終了時の開閉器の投入は電源側から行うこと。 (エ) 測定器は水平にして測定すること。 (オ) 他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもってあてることができる。

第26-1表

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値 [MΩ]
300V以下	対地電圧 150V以下	0.1
	対地電圧 150Vを超え 300V以下	0.2
300Vを超えるもの		0.4
3,000V 高压電路		3
6,000V 高压電路		6



第26-1図 測定箇所



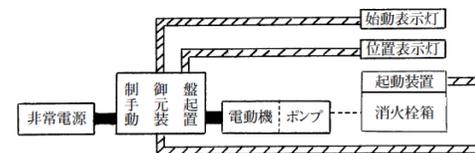
耐 熱 保 護

目視により確認する。

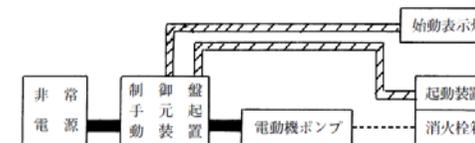
ア 電源回路にあつては、耐火配線であり露出配線の場合は、耐火電線又はMIケーブルに損傷等がなく、金属管等を用いて埋没（耐火電線又はMIケーブル以外の電線を用いる場合）されている場合は、その埋没部分のコンクリート等が脱落して露出していないこと。

イ 電源回路以外（操作回路、警報回路、表示灯回路等）にあつては、耐火配線又は耐火配線であつてその保護部分に損傷等がないこと。

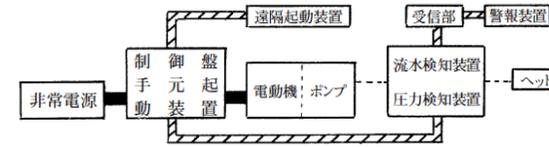
ア 屋内消火栓設備



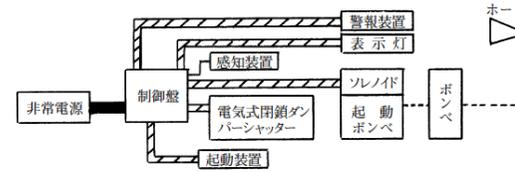
イ 屋外消火栓設備



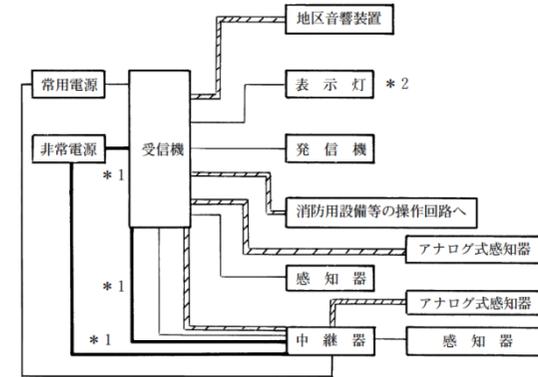
ウ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備



エ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

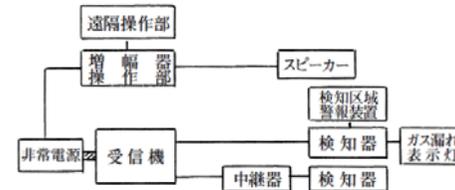


オ 自動火災報知設備

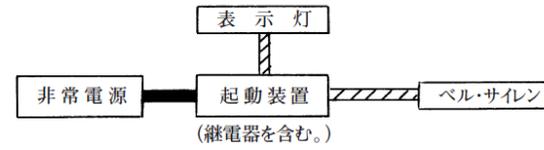


注 \* 1 中継器の非常電源回路(受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。)  
 \* 2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

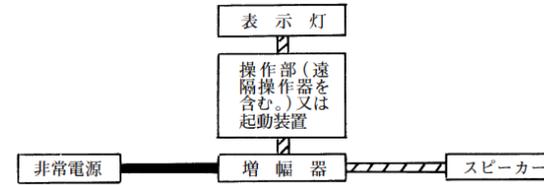
カ ガス漏れ火災警報設備



キ 非常ベル、自動式サイレン



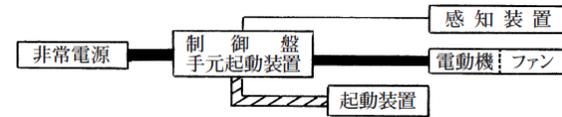
ク 放送設備



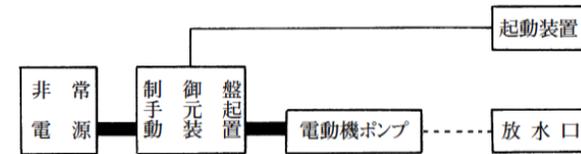
ケ 誘導灯



コ 排煙設備



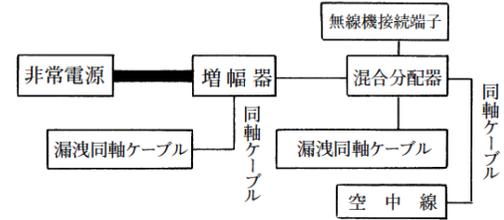
サ 連結送水管



シ 非常コンセント設備



ス 無線通信補助設備



(注) ■■■ は耐火配線、▨▨▨ は耐熱配線、— は一般配線、--- は水管又はガス管を示す。

第26-3図 耐火・耐熱保護配線の範囲

第26-2表 耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法

	電線の種類	工事方法
耐火配線	600V二種ビニル絶縁電線	1. 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。 2. 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。
	ハイパロン絶縁電線	
	四ふつ化エチレン絶縁電線	
	シリコンゴム絶縁電線	
	ポリエチレン絶縁電線	
	架橋ポリエチレン絶縁電線	
	EPゴム絶縁電線	
	アルミ被ケーブル	
	鋼帯がい装ケーブル	
	CDケーブル	
耐火配線	鉛被ケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。
	クロロブレン外装ケーブル	
	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
	架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
	ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
	EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル	
	バスダクト	
	耐火電線	
	MIケーブル	

		<p>耐熱配線</p> <p>600V二種ビニル絶縁電線  ハイパロン絶縁電線  四ふっ化エチレン絶縁電線  シリコンゴム絶縁電線  ポリエチレン絶縁電線  架橋ポリエチレン絶縁電線  EPゴム絶縁電線  アルミ被ケーブル  鋼帯がい装ケーブル  CDケーブル  鉛被ケーブル  クロロプレン外装ケーブル  架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル  架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル  ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル  ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル  EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル  バスダクト</p>	<p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p>
		<p>耐熱電線  耐火電線  MIケーブル  耐熱光ファイバーケーブル</p>	<p>ケーブル工事等により施工されていること。</p>